

# 家計改善支援事業のあり方等について

# 1. 家計改善支援事業のあり方について

## 【データに関する留意事項】

### ※ 生活困窮者自立支援統計システム

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
  - ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
  - ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。
- システムのデータは令和3年9月3時点。

### ※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体（906自治体）に調査票を送付し、536件（都道府県33、政令指定都市14、特別区11、中核市49、一般市411、町村18）の回答を集計（回収率：59.2%）。

### ※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体等（907自治体）に調査票を送付し、546件（都道府県39、基礎自治体507）の回答を集計（回収率：都道府県83.0%、基礎自治体59.0%）

# 検討の視点と主な意見

## 第1回論点整理検討会において示された検討の視点

---

- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の在り方について
  - 一 平成30年改正法での努力義務化以降の実施状況を踏まえた事業の在り方の検討

## 第1回論点整理検討会における主な意見について

---

- 特例貸付について、貸付で終わるのではなく、10年など長い時間をかけて生活を再建することが大事ではないか。また、家計改善との連携も重要ではないか。（勝部構成員）
- 貸付とセットで伴走型支援の生活再生を行う効果は高いことから、困窮者支援窓口での貸付を制度化すべきではないか。（行岡構成員）

## 第1回ワーキンググループ（11月22日合同開催）における主な意見について

---

- 家計改善支援員には、継続的な研修に加え、税金や制度など専門的な知識を要する困り事をサポートするなどスーパーバイズできる人材が必要。（中森構成員）
- 家計改善支援事業と就労準備支援事業の必須化に当たっては、自立相談支援事業を含めた3事業の協働の在り方、自立からのつなぎの体制、人員配置の考え方などの運用面も併せて検討する必要がある。（鏑木構成員）

## 資料構成

---

1. 家計改善支援事業について	P.3
2. 家計改善支援事業の現状	P.4
3. 家計改善支援事業の効果	P.16
4. 家計改善支援事業の課題	P.18
検討の視点	P.24

# 1. 家計改善支援事業について

- 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、
  - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
  - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
  - ④ 貸付のあっせん 等を行う。

## 支援の流れとねらい

家計に対して指導を行う事業ではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化  
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討  
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

- ・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- ・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)
- ・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

## 効果

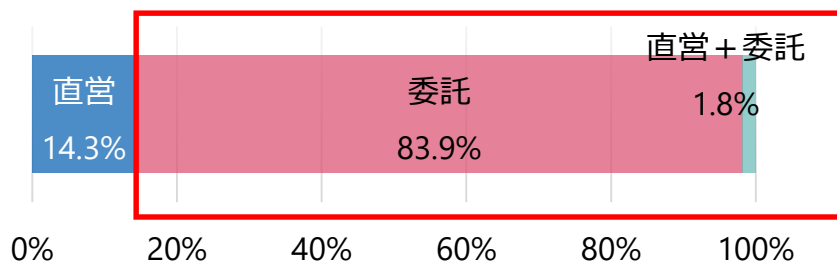
- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

## 2. 家計改善支援事業の現状

- 家計改善支援事業は、直営方式との併用を含めて約9割の自治体が委託により実施しており、委託先は社会福祉協議会が約7割となっている。
- 家計改善支援事業の実施自治体数は、毎年増加しており、実施割合は令和3年度が7割、令和4年度は8割の見込みとなっている。

### 1. 運営方法

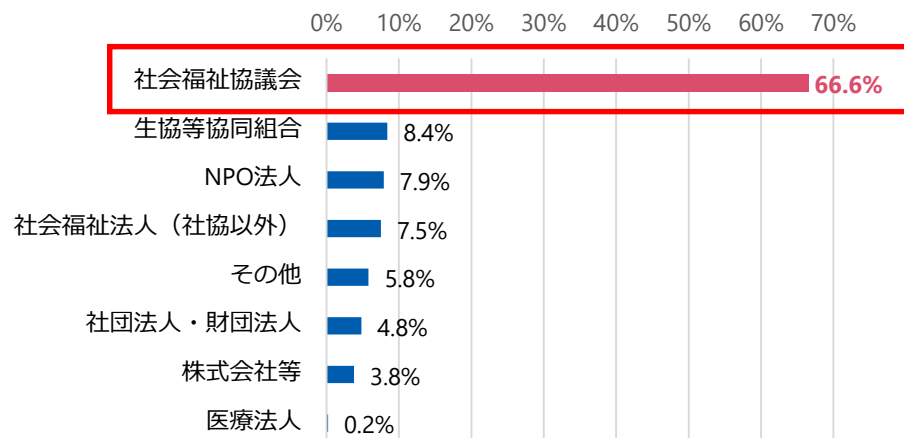
n=559



(出典) 令和元年度事業実施状況調査 (令和2年10月時点の実施状況より)

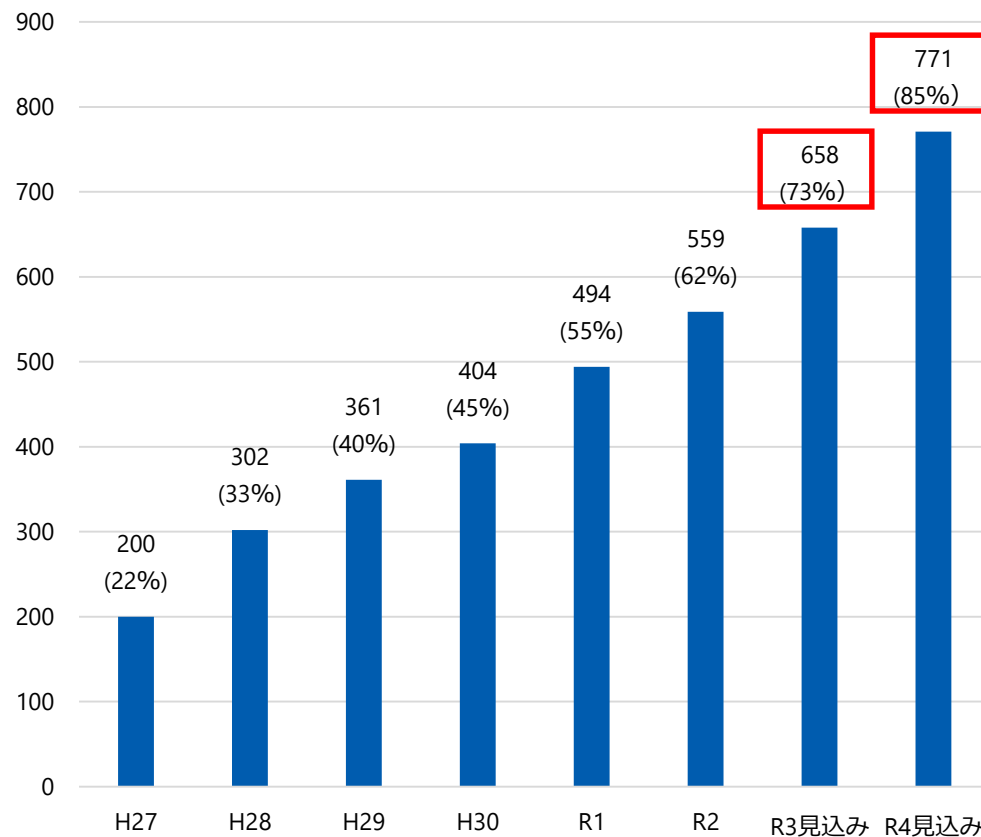
### 2. 委託先

n=479 (複数回答)



※令和元年度事業実績調査

### 3. 実地自治体数の推移



※R3の実施自治体は現在精査中。

※令和元年度事業実績調査

## 2. 家計改善支援事業の現状（支援員の配置状況）

- 令和元年度の家計改善支援事業の支援担当者は平均約1.98名（専任の担当者は約30.7%）となっている。

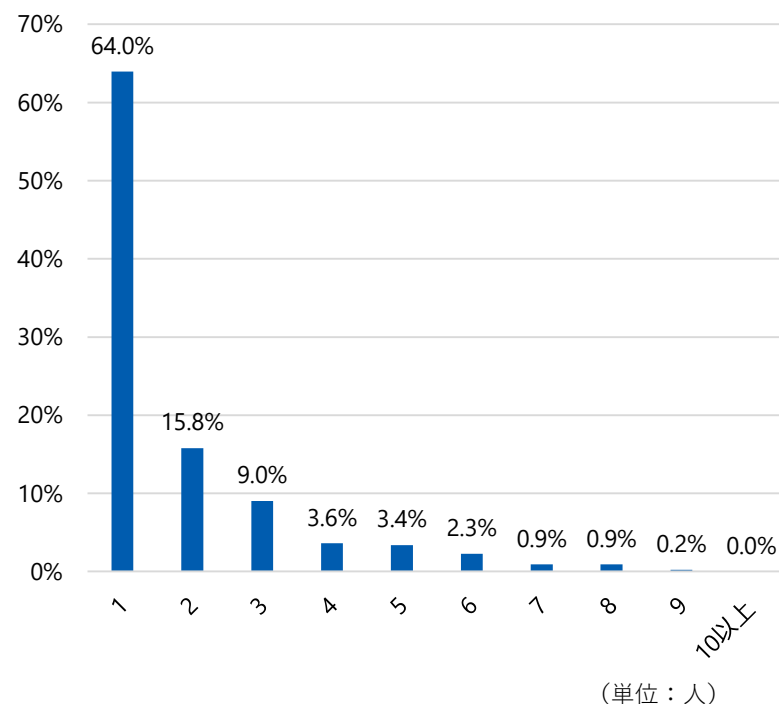
### 支援員の配置状況

従事者数

1,095人（H30年度 964人）  
（うち、支援員の実人数は950人）

人口規模	R1年度			人口10万人 当たりの平均家計改善 支援担当者 数
	事業 従事者数 （実人数）	職種別の状況		
		家計改善 支援担当者	その他の職種	
5万人未満	1.62	1.42	0.72	2.29
5万人以上10万人未満	1.80	1.52	0.74	1.01
10万人以上30万人未満	2.75	2.52	1.18	0.92
30万人以上50万人未満	2.50	2.18	0.95	0.37
50万人以上100万人未満	3.53	2.94	0.76	0.27
100万人以上	8.88	7.88	3.00	0.31
全体	2.25	1.98	0.91	0.75

支援員の配置人数ごとの割合 n=492



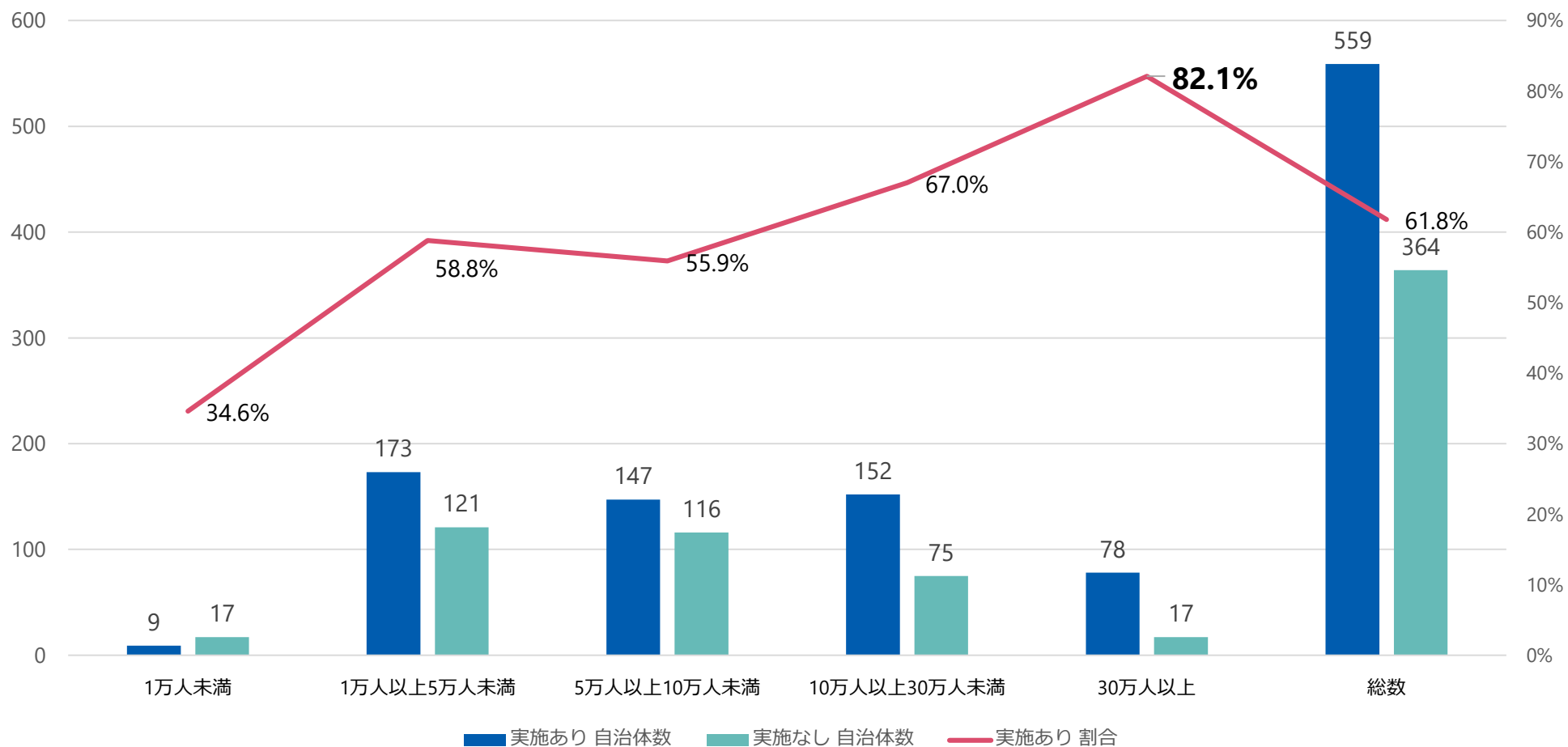
専任

292人（支援員の実人数は950人）

## 2. 家計改善支援事業の現状（人口規模毎の実施率）

○ 人口規模毎の実施率については、30万人以上の自治体が8割を超える実施率となっている。

### 人口規模毎の実施率



## 2. 家計改善支援事業の現状（人口規模毎の利用件数）

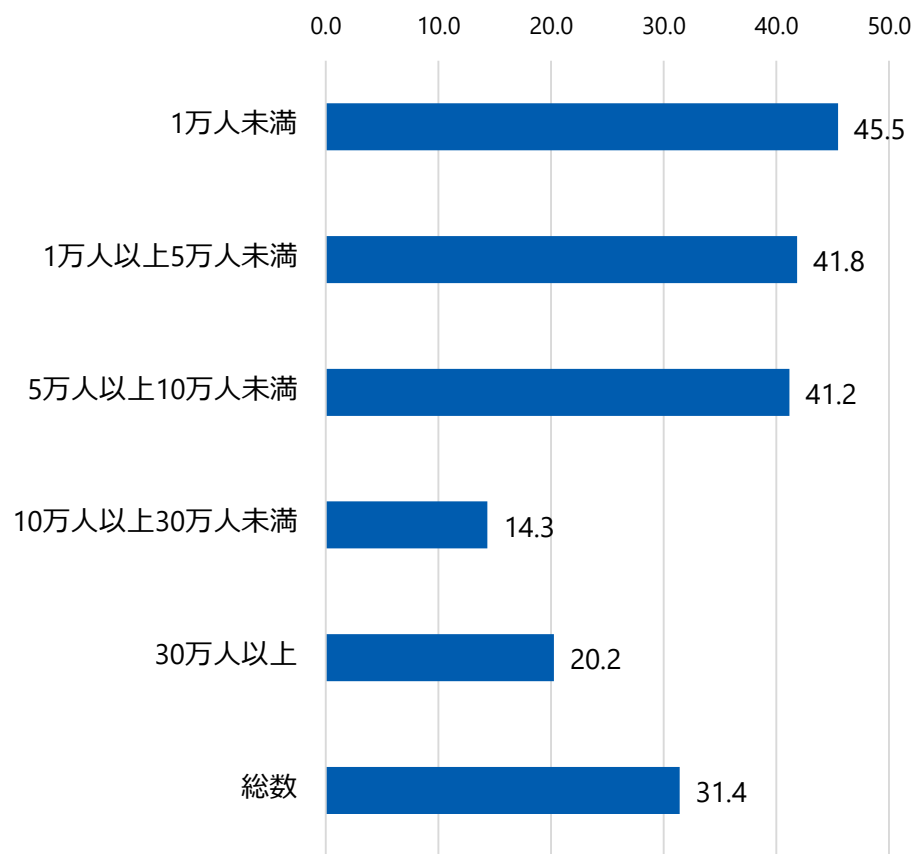
- 10万人当たりの利用件数を人口規模別にみると、1万人未満で45.5件、30万人以上で20.2件である。
- また、人口規模別の実施状況は1万人未満で35%、30万人以上で82%となっている。

### 人口規模別の利用件数

	10万人当たり利用件数平均	全自治体数	実施あり		
			自治体数	割合	うち都道府県
1万人未満	45.5	26	9	35%	0
1万人以上5万人未満	41.8	294	173	59%	2
5万人以上10万人未満	41.2	263	147	56%	7
10万人以上30万人未満	14.3	227	152	67%	23
30万人以上	20.2	95	78	82%	9
総数	31.4	905	559	62%	41

### 10万人あたりの利用件数

(単位：人)

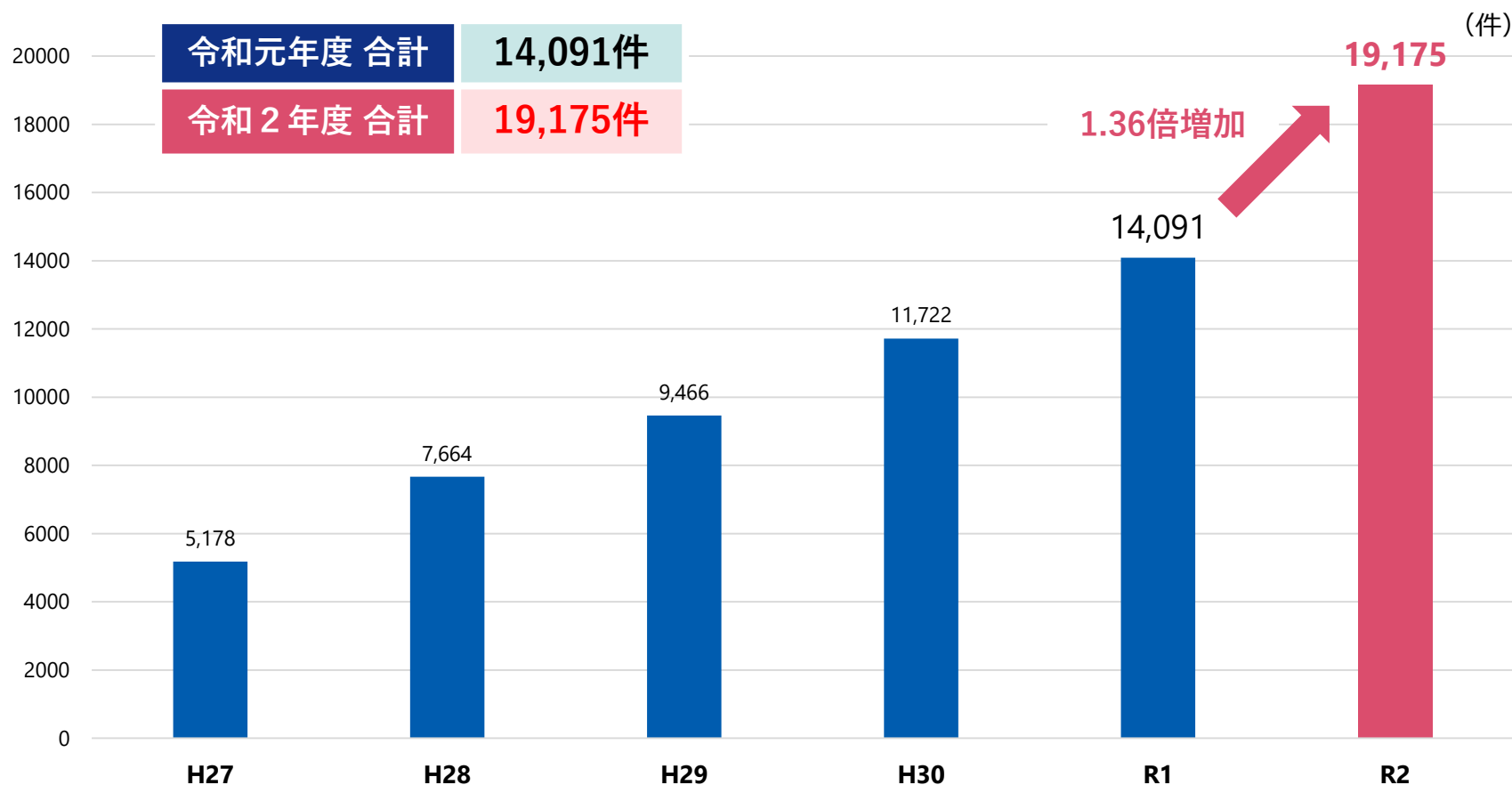




## 2. 家計改善支援事業の現状（年度別の利用件数）

- 新型コロナウイルス感染症による影響から、利用者数は令和元年度と比べ約1.36倍の増加となっている。

### 年度別の利用件数



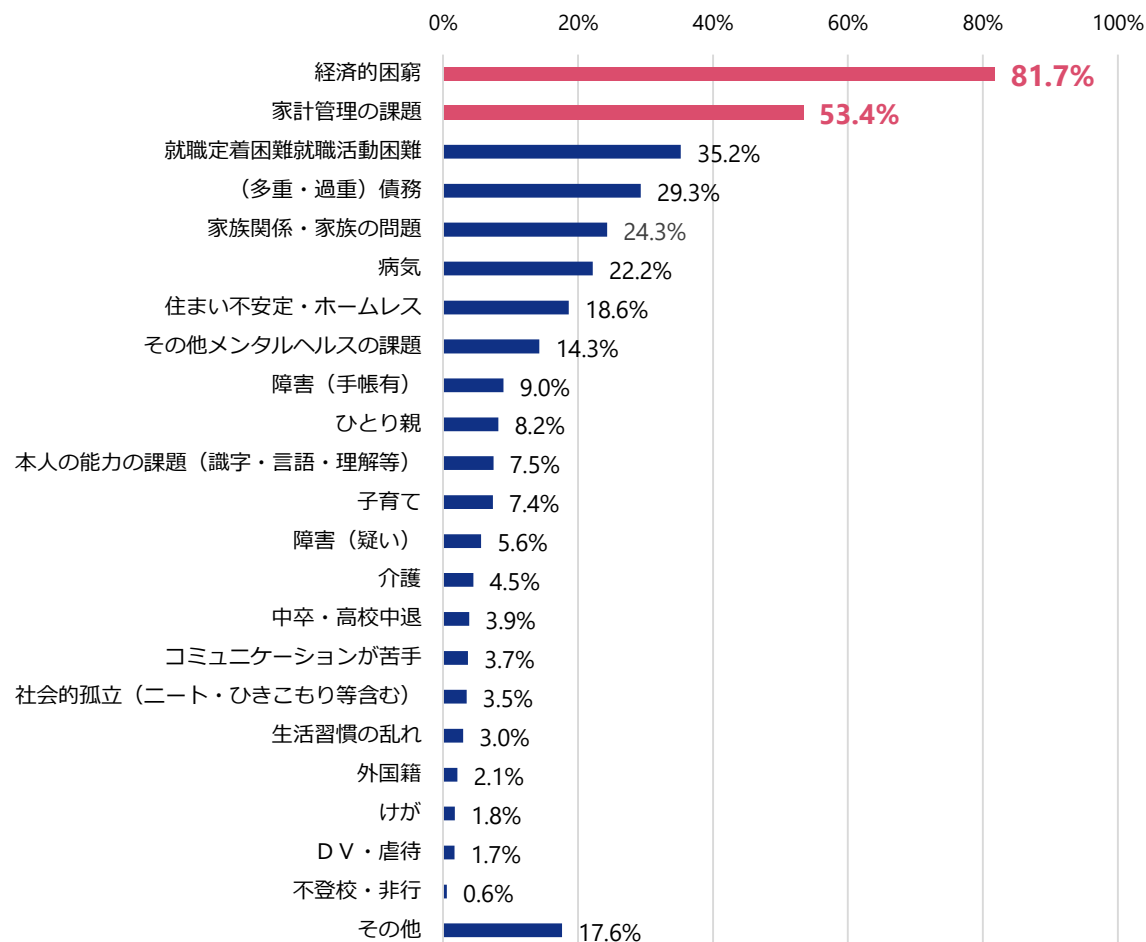
## 2. 家計改善支援事業の現状（利用者の特性）

- 令和2年度の新規プランの利用者特性をみると「経済的困窮」「家計管理の課題」が大きな割合を占めている。

### 家計改善支援事業の利用者の特性

項目	回答数	割合
経済的困窮	10,646	81.7%
家計管理の課題	6,953	53.4%
就職定着・活動困難	4,590	35.2%
（多重・過重）債務	3,813	29.3%
家族関係・家族の問題	3,164	24.3%
病気	2,887	22.2%
住まい不安定・ホームレス	2,427	18.6%
その他メンタルヘルスの課題 （うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）	1,859	14.3%
障害（手帳有）	1,167	9.0%
ひとり親	1,069	8.2%
本人の能力の課題（識字・言語・理解等）	972	7.5%
子育て	961	7.4%
障害（疑い）	734	5.6%
介護	585	4.5%
中卒・高校中退	506	3.9%
コミュニケーションが苦手	482	3.7%
社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	453	3.5%
生活習慣の乱れ	387	3.0%
外国籍	274	2.1%
けが	229	1.8%
DV・虐待	218	1.7%
不登校・非行	75	0.6%
その他	2,293	17.6%

### 新規プラン作成者の特性（複数回答）

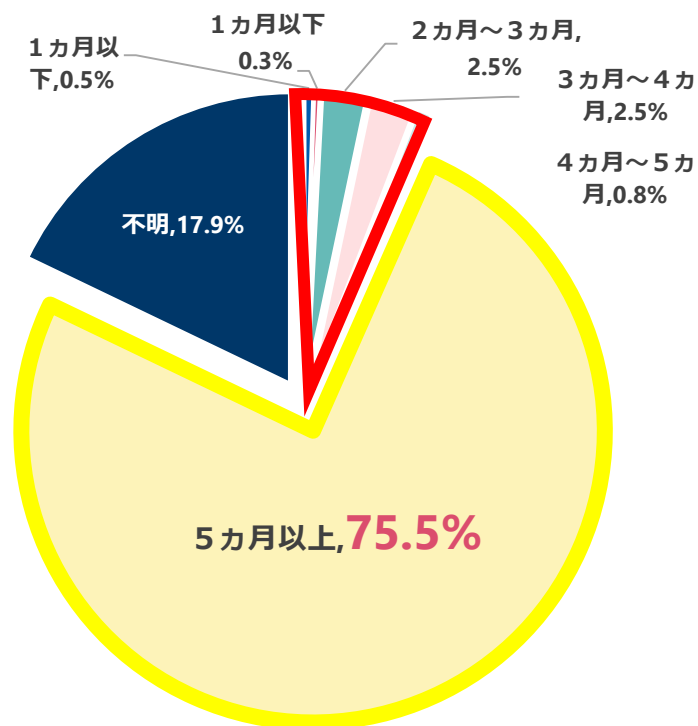


※生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和3年9月3日時点）

## 2. 家計改善支援事業の現状（支援期間）

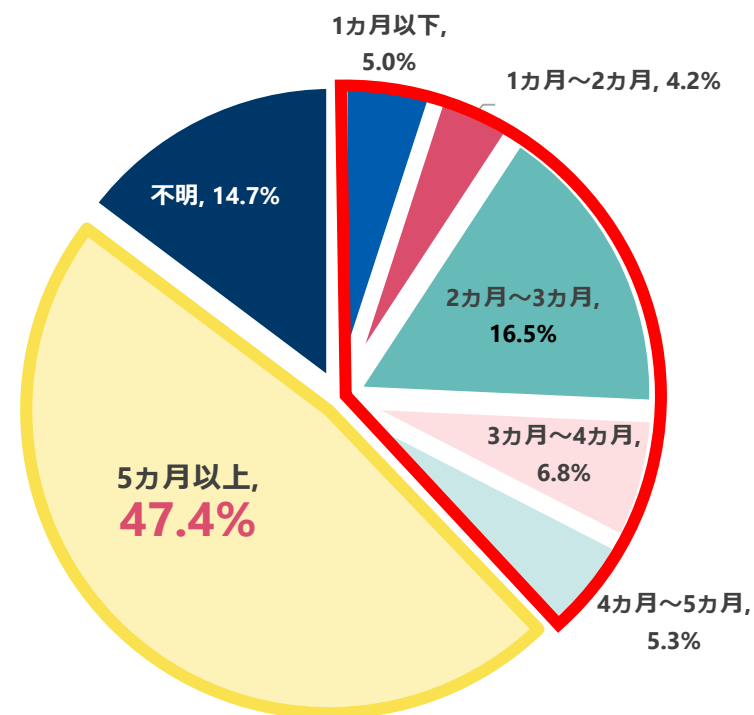
- 家計改善支援事業について、
  - ・ 支援方針期間、通算利用期間も5ヵ月以上の割合が最も高い。
  - ・ 通算利用期間をみると、1ヵ月以下から4～5ヵ月の割合が支援方針期間と比べ30%程度増加している。

### 家計改善支援事業の支援方針期間



1ヵ月以下～4～5ヵ月の割合  
**6.6%**

### 家計改善支援事業の通算利用期間



1ヵ月以下～4～5ヵ月の割合  
**37.8%**

## 2. 家計改善支援事業の現状（生活福祉資金貸付事業（本則）との連携）

- 家計改善支援事業の支援のうち生活福祉資金の貸付あっせん書を作成した者について、貸付決定されたものは約8割。
- 貸付に至らなかった理由のうち、最も多いのは「貸付要件に該当しなかった（43.4%）」となっている。
- 貸付利用希望者に対する支援として、「償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている。」と回答する自治体は約4割となっている。

（※）家計改善支援機関において確認した内容を記載。

### ① 貸付あっせん書の作成件数

(n=494)

項目	件数	割合
支援内容として、生活福祉資金の貸付あっせん書を作成した者の件数	758	—
うち、貸付決定された件数	598	78.9%
うち、貸付決定されなかった件数	83	10.9%
不明	77	10.2%

### ② 貸付に至らなかった理由

(n=83)  
(複数回答)

項目	件数	割合
貸付要件に該当しなかったため	36	43.4%
相談または申請時点で非就労であったため	2	2.4%
相談または申請時点で債務があったため	0	0.0%
既に生活福祉資金を借りており、未償還であったため	1	1.2%
申請内容に疑義があったため	1	1.2%
わからない	15	18.1%
その他	28	33.7%

### ③ 社会福祉協議会（生活福祉資金担当者）との連携状況

(n=494)

連携のタイミング		ほぼ毎日	週2~3回	週1回程度	月2回程度	月1回程度	月1回より少ない	なし
相談受付～貸付前	件数	156	85	50	28	44	56	75
	割合	31.6%	17.2%	10.1%	5.7%	8.9%	11.3%	15.2%
貸付開始～償還まで	件数	124	16	21	39	93	75	126
	割合	25.1%	3.2%	4.3%	7.9%	18.8%	15.2%	25.5%
償還開始後	件数	118	4	8	18	96	109	141
	割合	23.9%	0.8%	1.6%	3.6%	19.4%	22.1%	28.5%

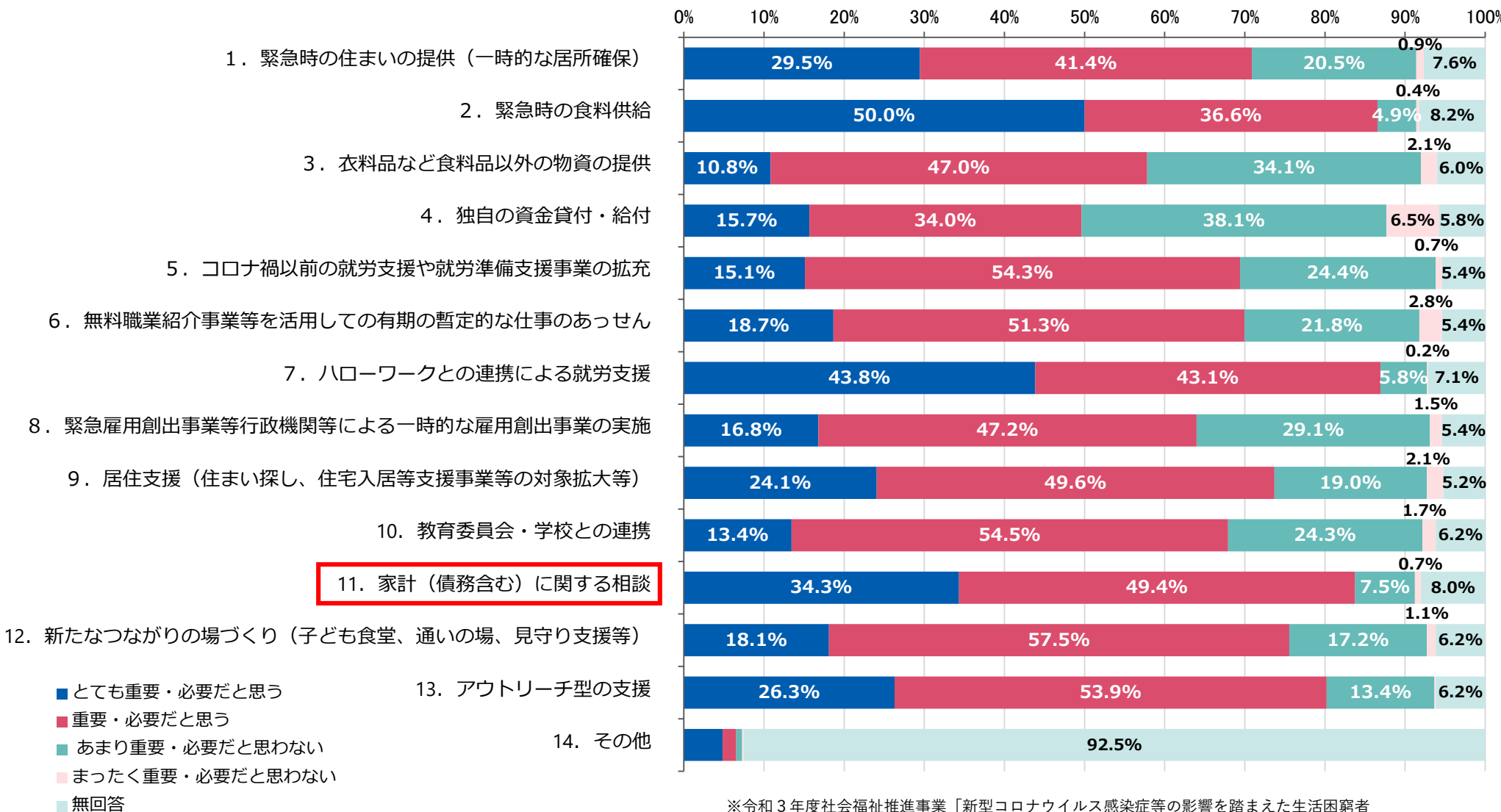
### ④ 貸付利用希望者に対して実施している支援内容

(n=494)

項目	件数	割合
1. 貸付あっせん書の作成のみ行っている。	113	22.9%
2. 1に加え、社協への貸付申込みにあたり、同行支援を行っている。	89	18.0%
3. 2に加え、償還の目処が立つまで支援を行っている。	86	17.4%
4. 3に加え、 <b>償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている。</b>	206	41.7%

## 2. 家計改善支援事業の現状（新型コロナによる顕在化した支援ニーズ）

○ 「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。

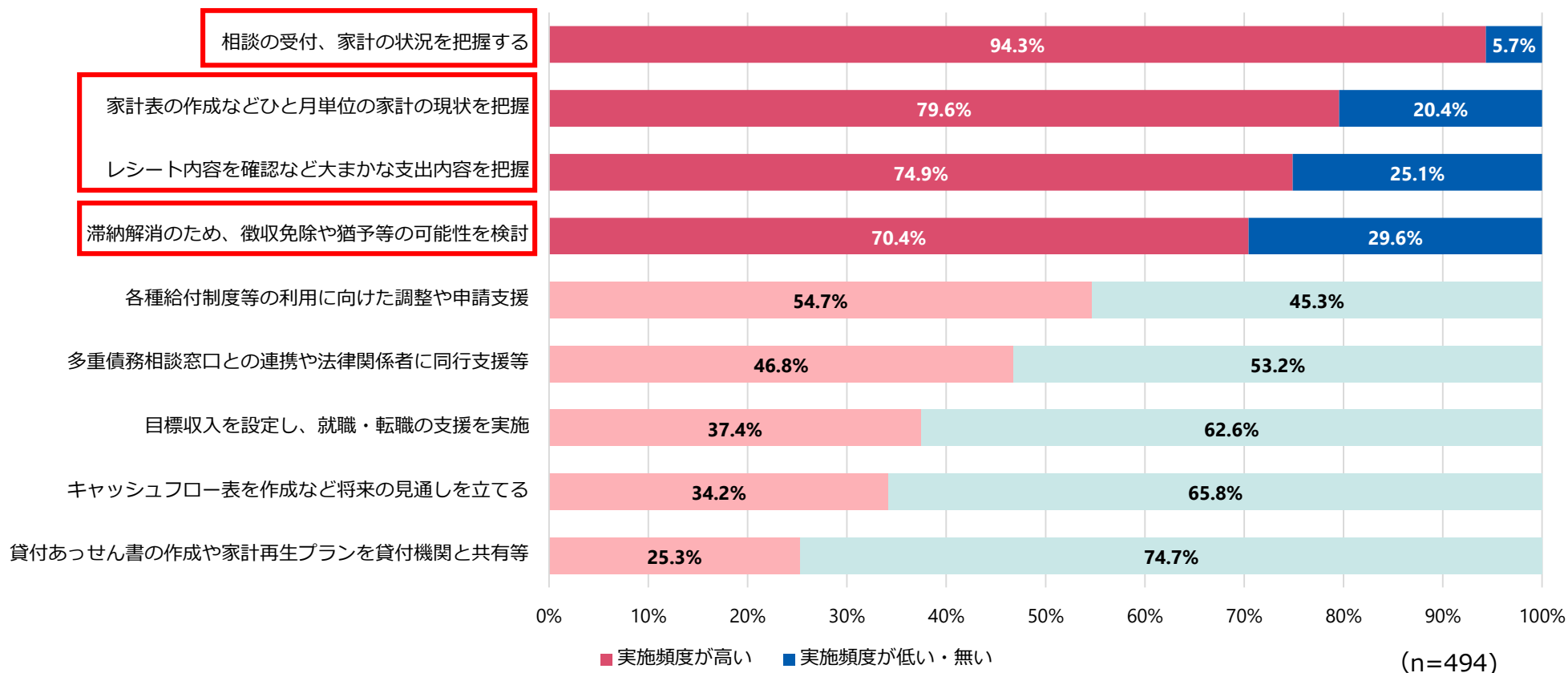


※令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

## 2. 家計改善支援事業の現状（支援内容）

- 自治体において実施頻度が高いと回答する支援内容について、家計状況の把握は9割以上となっている。
- また、家計表の作成やレシート内容の確認などの把握は約8割、滞納解消のための徴収免除・猶予等の検討は約7割となっている。

### 家計改善支援事業の支援内容



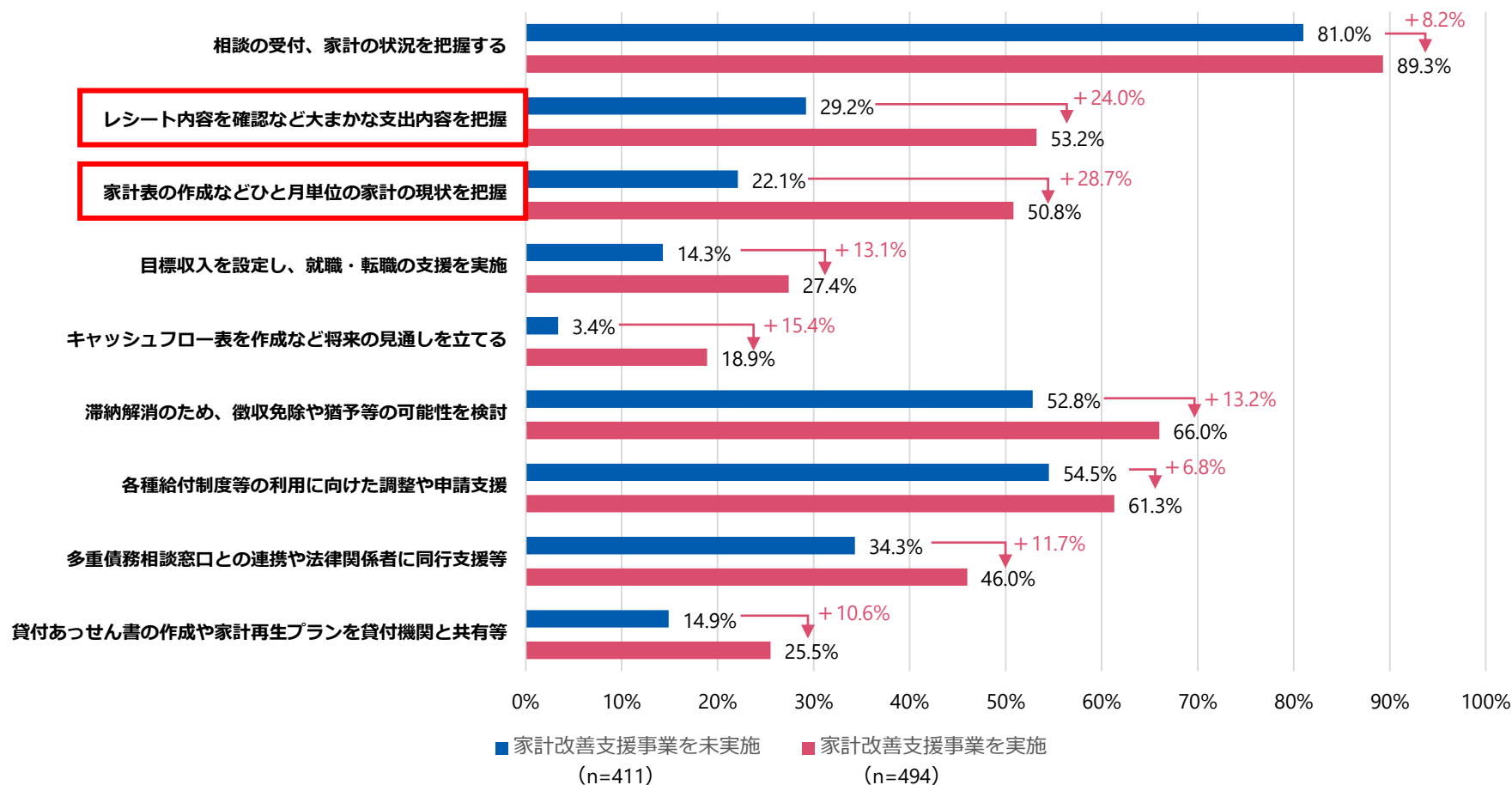
※「実施頻度が高い」は「対象像を問わずほとんど常に実施」「対象像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を含めている。

「実施頻度が低い・無い」は「対象像に応じて実施し頻度は低い」「実施したい・実施すべきだができていない」「その他の理由で実施しない」と回答した件数を含めている。

## 2. 家計改善支援事業の現状（自立相談支援事業における家計支援）

- 自立相談支援事業における家計支援について、家計改善支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「実施頻度は高い」と回答している割合が高く、支援対象者に対して実施できている家計支援の程度が充実している傾向にある。

### 「実施頻度が高い」と回答した支援内容

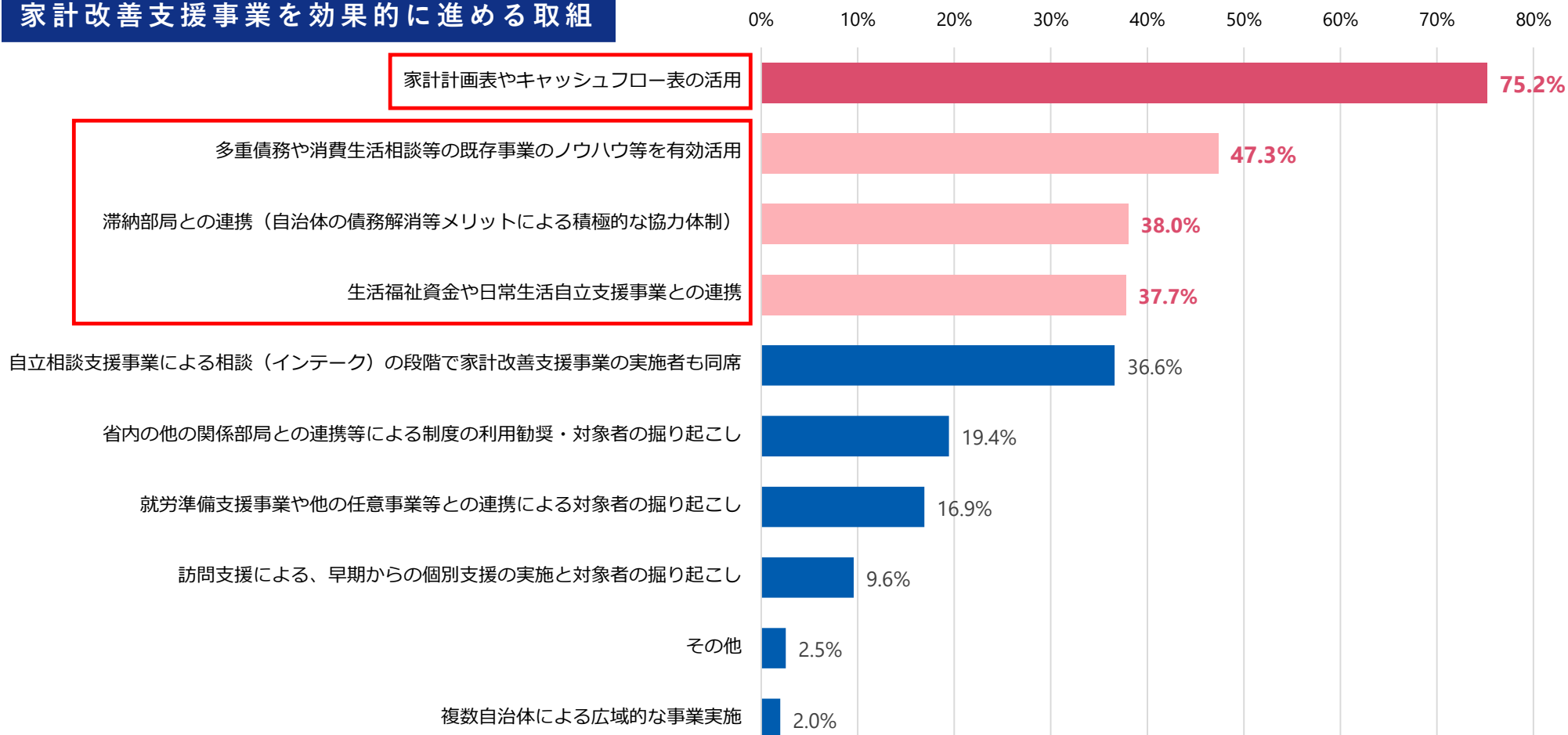


※「対象像を問わずほとんど常に実施」「対象像に応じて実施し頻度は高い」と回答した件数を計上したものの。

## 2. 家計改善支援事業の現状（効果的に進める取組）

- 家計改善支援事業を効果的に進めるための取組のうち、「家計計画表やキャッシュフロー表の活用」と回答する自治体の割合は約8割弱となっている。
- その他、多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等の有効活用は約5割、滞納部局との連携や生活福祉資金等との連携は約4割となっている。

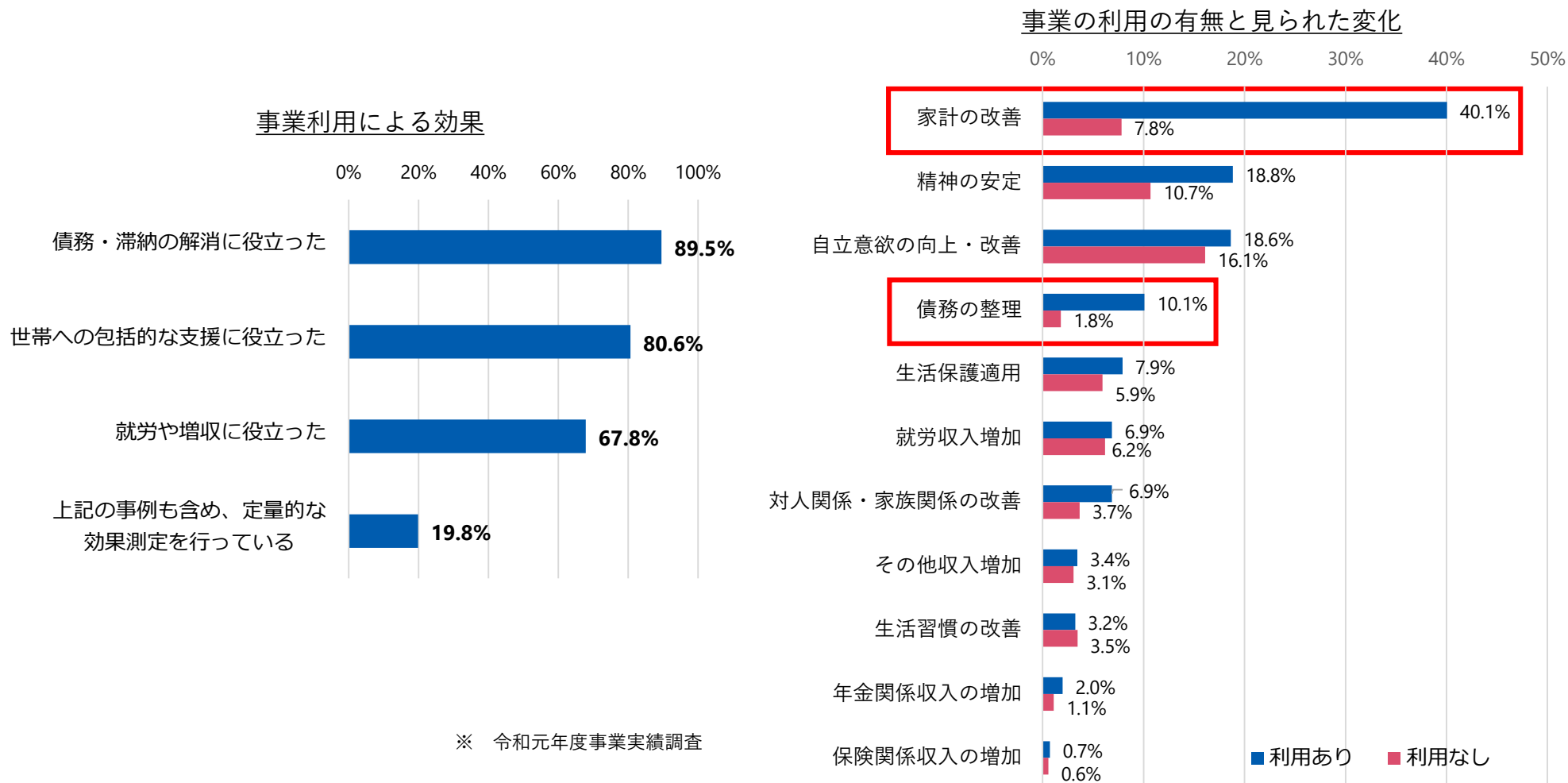
### 家計改善支援事業を効果的に進める取組





### 3. 家計改善支援事業の効果（事業利用の効果・見られた変化）

- 家計改善支援事業利用の効果については、「債務・滞納の解消に役立った」「世帯への包括的な支援に役立った」といった回答が8割を超えている。また、事業を利用していない者と比較すると、「家計の改善」「債務の整理」の変化幅の増加が顕著である。



※ 令和元年度事業実績調査

※生活困窮者自立支援統計システムより抽出（令和2年度）

### 3. 家計改善支援事業の効果（支援効果の事例）

- 家計改善支援事業を利用することによって、税・保険料の滞納が改善された効果が見られている。

#### 千葉県千葉市

人口約97.8万人  
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の  
支援決定件数 347件

令和2年4月～令和3年3月

市県民税の滞納：22件  
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：341万円

固定資産税の滞納：9件  
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：265万円

国民健康保険料の滞納：30件  
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：548万円

#### 熊本県阿蘇市

人口約2.5万人  
家計改善支援事業は委託により実施

家計改善支援事業の  
支援決定件数 77件

令和2年4月～令和3年3月

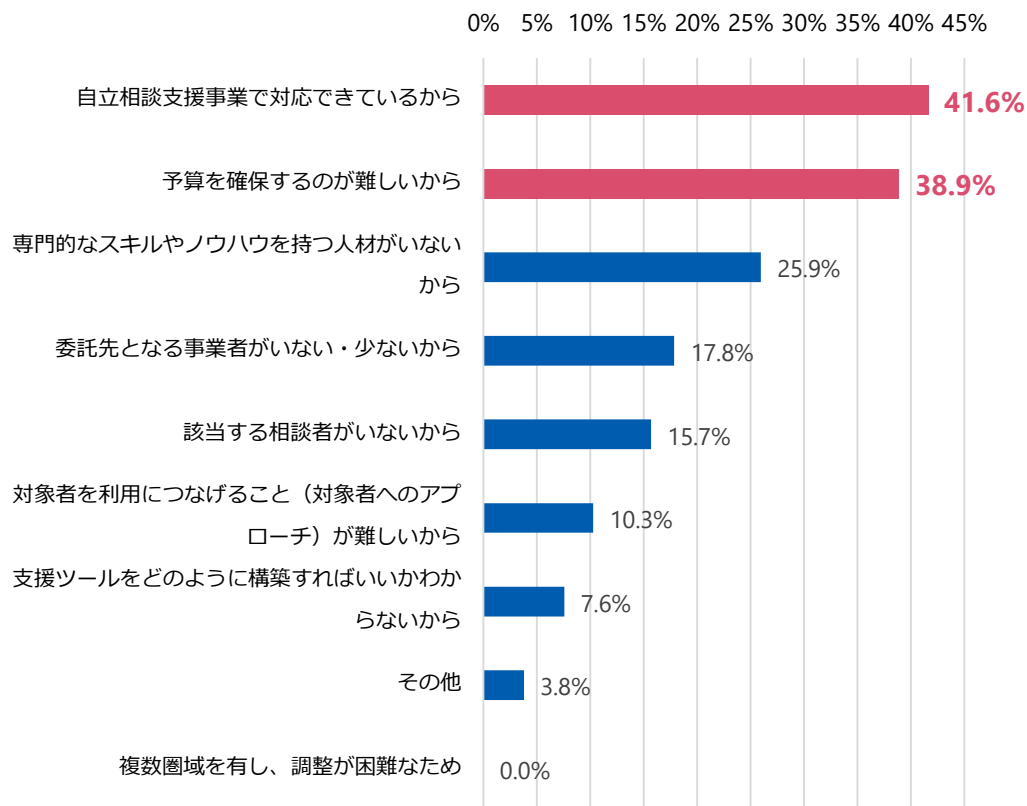
国民健康保険税、市県民税、公営住宅家賃、保育料等の滞納：35件  
うち家計改善支援事業の支援により返済計画を立てた金額：1,572万円  
令和2年度中の納税・納付済み額：131万円



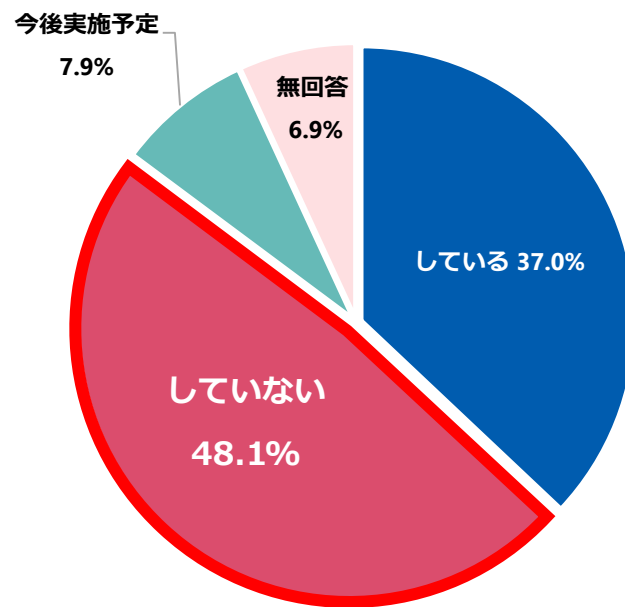
## 4. 家計改善支援事業の課題（実施しない理由）

- 家計改善支援事業を実施していない理由は、「自立相談支援機関で対応できているから」の割合が41.6%と最も高く、次いで「予算を確保するのが難しいから」が38.9%であった。
- 家計改善支援事業の利用ニーズの把握について、「していない」との回答が48.1%であった。

### 家計改善支援事業を実施していない理由



### 家計改善支援事業の利用ニーズの把握をしているか



## 4. 家計改善支援事業の課題（参考となる主な取組み）

- 社会福祉推進事業の自治体ヒアリング調査等から得られた、家計改善支援事業の参考となる主な取組みについて、3点ポイントをあげている。

### ① 家計改善支援員の早期介入

生活困窮の相談者は、家計に関する課題を抱えている場合が多いことから、**自立相談支援員による初回相談時やその後できるだけ早い段階において、家計改善支援員も一緒に本人と関わる体制をつくっている**ことが、多くのヒアリング先の自治体から把握することができた。

なるべく早い段階から両事業の相談支援員が関わることで、物理的に事業所が離れている場合でも、**本人に対して同じ質問を繰り返さなくてすむことや、家計に関する情報を把握した上で自立相談支援事業のプランを作成することができる**といった点などで効果的である。

### ② 支援状況の可視化

家計改善支援事業に関しては、税・保険等の公共料金の滞納額の解消や納税額等から財政効果の試算が示されているが、支援のゴールの設定がしづらいとの意見もあった。こうした課題に対し、支援に関する進行管理シートを作成し、家計改善支援事業の利用者のステータス及び支援の方向性を整理して支援状況をひと目で確認できるように整理している自治体もあり、参考となる。併せて、公租公課の支払い状況についても一覧表を作成し、分納及び後納状況の推移を把握している事例もみられた。

**支援状況を可視化し、その効果を税担当部局等の庁内関係者と共有することにより、事業の必要性の認識につながり、利用勧奨が進む**といった好循環が生まれていた。

### ③ 新型コロナウイルスによる影響の考慮

新型コロナウイルスの流行を契機とした**住居確保給付金の要件緩和により、多くの相談者を自立相談支援機関で受け止めることにより、必然的に家計改善支援事業の重要性が高まってきている**。緊急小口支援資金、総合支援資金といった社会福祉協議会が展開する貸付事業にも多くの相談者がコンタクトしており、その大半が家計に課題を抱えている。**実際に貸付を受けた人は今後償還について検討していく必要があり、家計改善支援事業がより積極的に活用されていくことが期待される**。

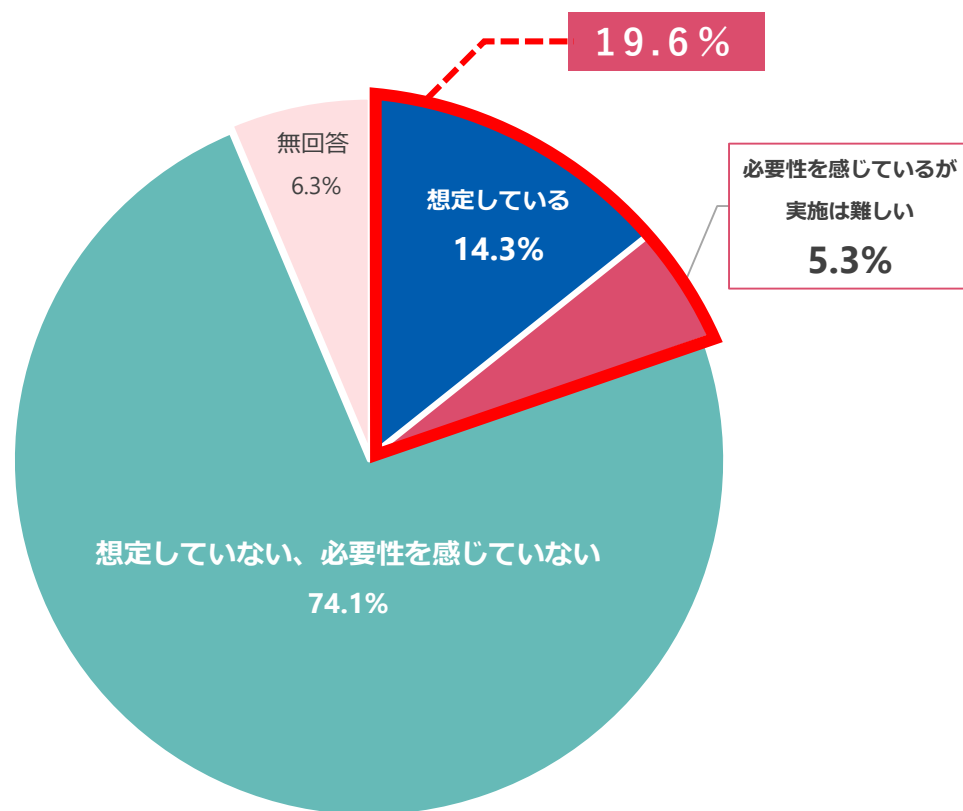
## 4. 家計改善支援事業の課題（広域実施の想定有無）

- 家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施の想定について「想定している」、「必要性を感じているが実施は難しい」は19.6%であった。

### 事業実施の検討で広域実施の想定するか

項目	割合	回答数
想定している	14.3%	27
必要性を感じているが実施は難しい	5.3%	10
想定していない、必要性を感じていない	74.1%	140
無回答	6.3%	12

(n=189)



## 4. 家計改善支援事業の課題（取組事例（茨城県の広域実施））

- 茨城県は令和3年度から県と協定市（8市）で広域的に事業を実施している。広域実施している自治体だけでなく、県全体で運営会議を定期的に行い、事例報告や自治体職員同士の情報共有を図っている。

### 県の概要（R3.9月末時点）

人口	保護率	令和3年度事業利用者数（支援決定）
2,840,443人	10.0%	13人（協定市のみ）

家計の改善	債務整理実施	税滞納等の支払・分納計画策定支援	貸付斡旋
令和3年度から広域実施を開始しているため、現在支援中である。			

### 広域実施を取り組んで良かった点

「ニーズがない・対象者が少ない」と言った各市の声を県で拾い上げ、ノウハウを持った事業所に委託。

県全体で定期的な運営会議の開催に加え、家計改善支援員が支援調整会議前のアセスメントの段階から積極的に支援を行うことで、支援の流れや対象者像を協定市に理解してもらうことができています。

**実施方法** 委託（単年度契約、随意契約）

**実施理由** 県（福祉事務所未設置12町村）で委託をしている事業所へ広域実施についても委託している。産業カウンセラー、行政書士、ファイナンシャルプランナーなどの資格を持った経験豊富な支援員を有し、事業を効率的に実施している。

**実施体制**

- 家計改善支援員11名（常勤2名、非常勤9名）※就労準備支援員と兼務受託事業者は拠点は水戸市と土浦サテライトの2か所。
- 月～金曜日の9時から17時まで開設。土日・祝日や時間外対応も行っている。
- コロナ禍の面談に於いては、対面での面接に不安も感じる利用者もいるため、状況に応じてオンライン面談や電話相談、メール相談も対応可としている。

協定市（8市）  
北茨城市、取手市、  
潮来市、坂東市、  
行方市、鉾田市、  
つくばみらい市、  
小美玉市



## 4. 家計改善支援事業の課題（取組事例（長崎県の広域実施））

- 長崎県は離島を含む県内3福祉事務所で広域的に事業を実施しており、他の地域の支援員同士の情報共有を図ることによって相互の業務改善につながっている。

### 県の概要

人口	保護率	事業利用者数（支援決定）
1,350,769人	2.07%	168人

家計の改善	債務整理実施	税滞納等の支払・分納計画策定支援	貸付斡旋
82人	27人	32人	78人

**実施方法** 委託（単年度契約、随意契約）

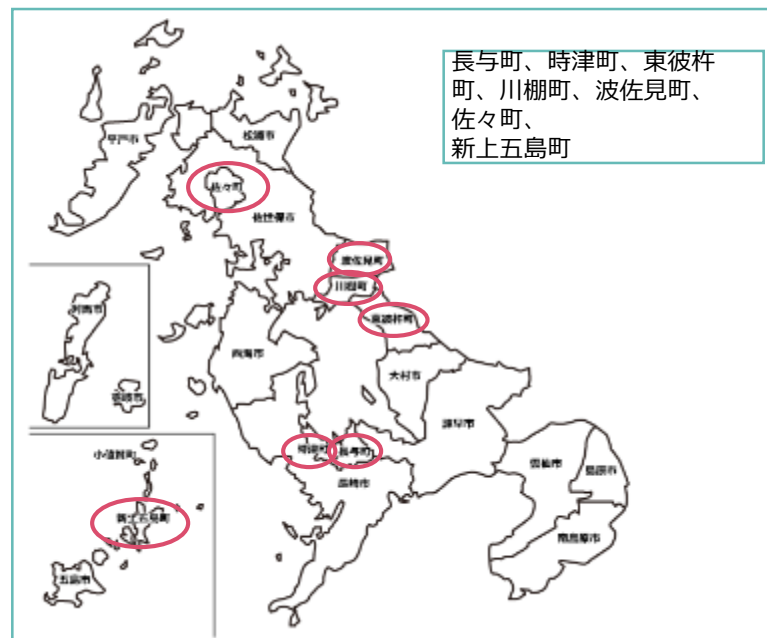
**実施理由** ファイナンシャルプランナーなどの資格を持った経験豊富な専門家を有する事業者へ委託することで、事業の効率性や有効性を高めることができることから、業務委託を実施

**実施体制**

- 受託事業者は拠点を2か所（諫早市及び川棚町）設け、それぞれに家計改善支援員（常勤）を配置（諫早市1名、川棚町2名）。
- 月～金曜日の9時から17時まで開設。
- 相談者の状況で、上記以外の日程でも柔軟に対応。
- 面談や支援は、各町の自立相談支援事業所で実施。
- 必要に応じて相談者自宅の訪問支援（アウトリーチ）を積極的に実施し、電話での相談にも対応。

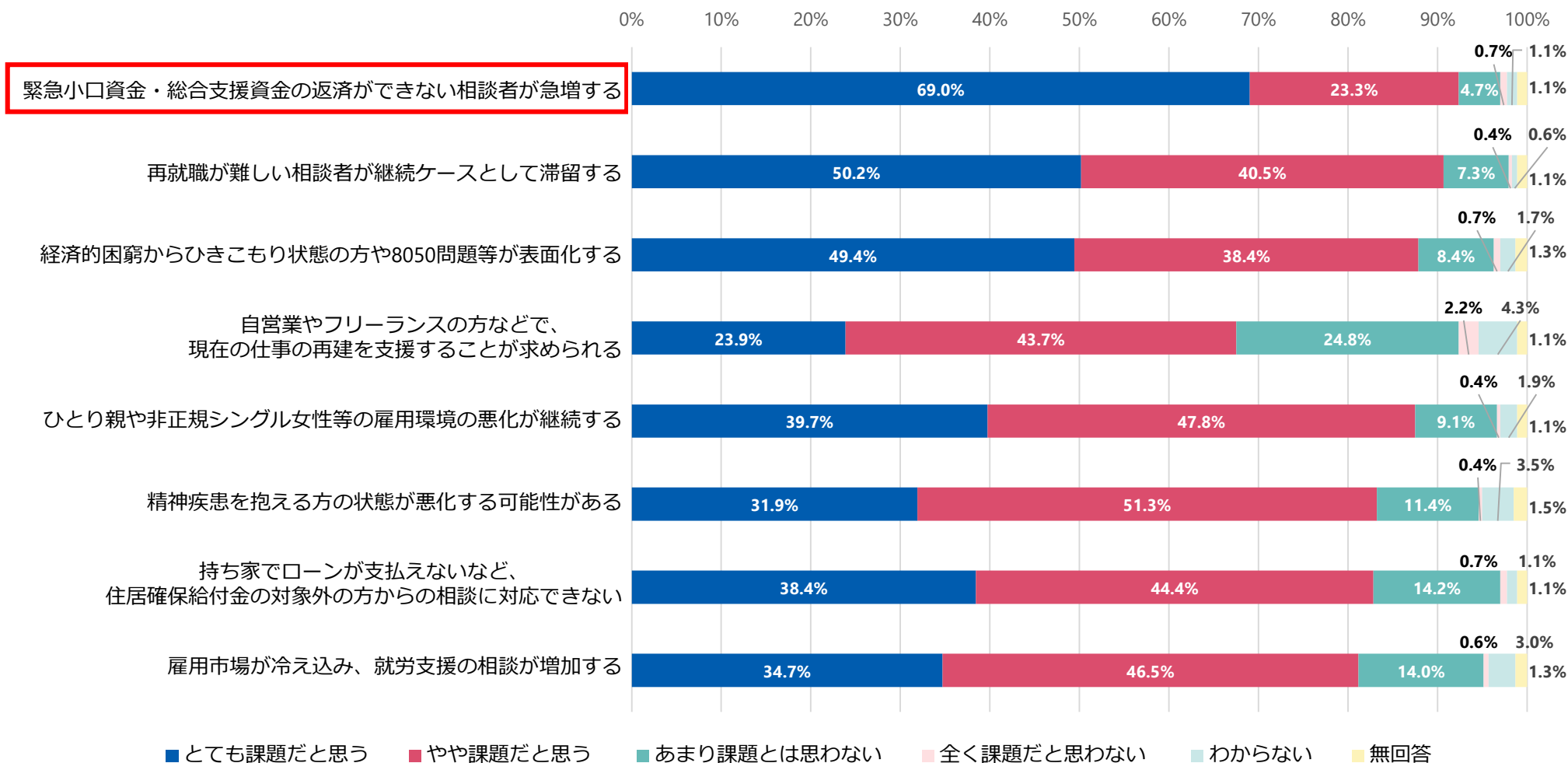
### 広域実施を取り組んで良かった点

離島を含む県内3福祉事務所で広域的に事業を実施することで、家計改善支援員が担当地域内の自立相談支援機関の取り組みを他の地域に情報提供することが可能となり、相互の業務改善のきっかけとなった。



## 4. 家計改善支援事業の課題（新型コロナウイルス感染症による相談支援の課題）

- 9割以上の自治体が「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」ことが課題と感じている。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）  
「とても課題だと思う」と「やや課題だと思う」の合計が多い順に8項目を抜粋



# 家計改善支援事業のあり方に関する検討の視点

## 現状・課題

- 家計改善支援事業については、平成30年の制度見直しにおいて、自立・就労・家計の一体実施を促進する観点から、努力義務化したところであり、自治体での完全実施に向けて自治体コンサルによる支援等に取り組んでいるところ。
- 事業実施率は令和4年度は8割が見込まれ、自治体での実施が着実に進んでいる一方、事業を実施していない理由をみると、自立相談支援事業で対応できていることや予算の確保などが挙げられている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響によって、緊急小口資金等の特例貸付の利用が約300万件となり、家計に関する相談が増加しているとともに、今後、貸付の返済ができない相談者が急増することが懸念されている。

## 検討の視点

- 今後、特例貸付の返済が開始され、家計支援の利用ニーズが高まっていくことが予想される中、家計改善支援事業の実施率や利用実績の向上に向けた取組をどう進めていくか。
- また、家計改善支援事業を実施する上での課題に対する方策をどう考えるか。
- 家計改善支援事業において、特例貸付の返済が困難な方など、伴走支援が必要とされる方への支援に必要な方策をどう考えるか。

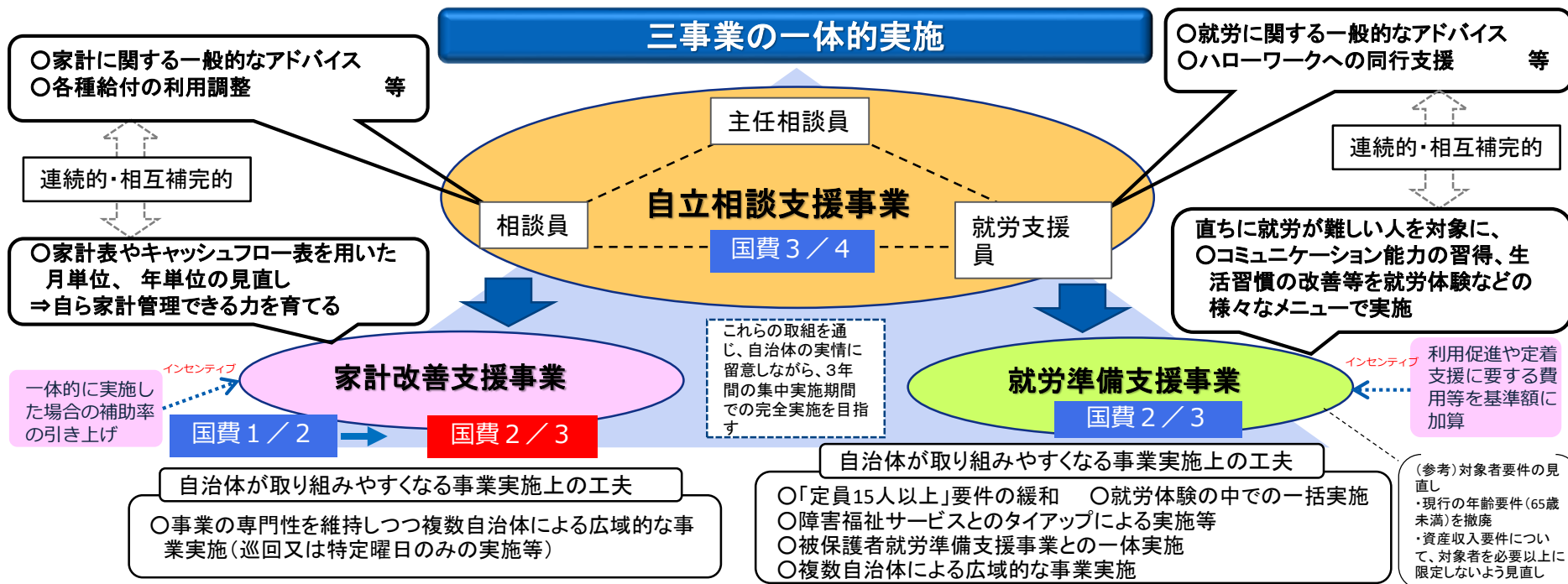
## **2. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・ 家計改善支援事業の一体的実施について**

# 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

## 1. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
  - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
  - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
  - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



※ 一定の実施の要件

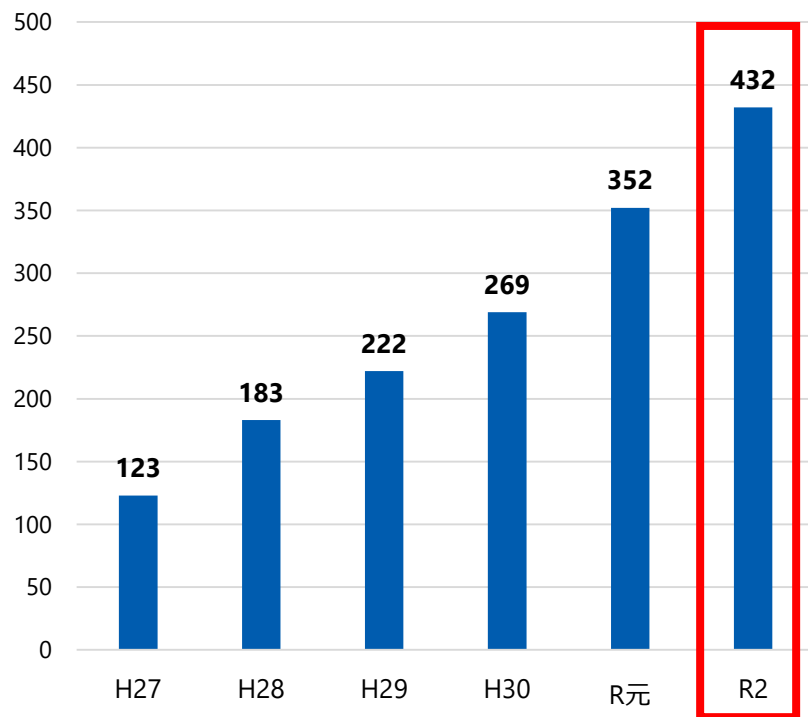
「就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合」等を要件としており、具体的には、「生活困窮者に対する自立支援計画の協議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施者も参画していること」としている。ただし、三事業の委託先が同一であることは求めない。

# 実施状況

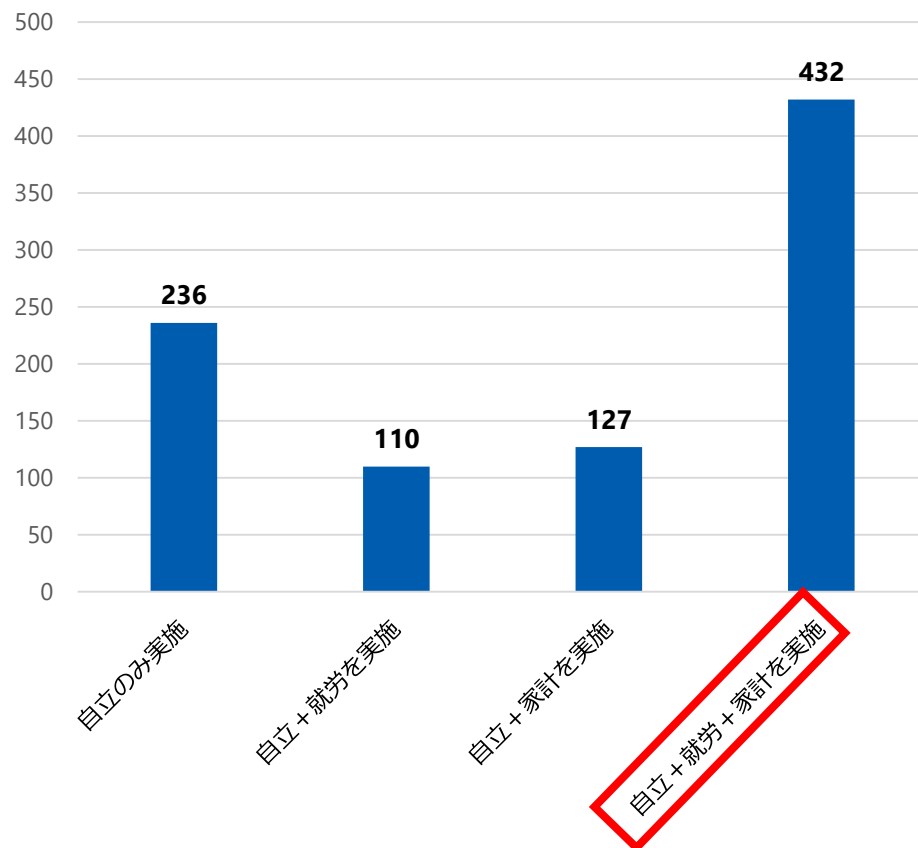
- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の両事業を実施している割合は増加しており、令和2年度においては432自治体が両事業実施している。

## 事業実施自治体数の推移

自立+就労+家計の実施自治体数（年度別）



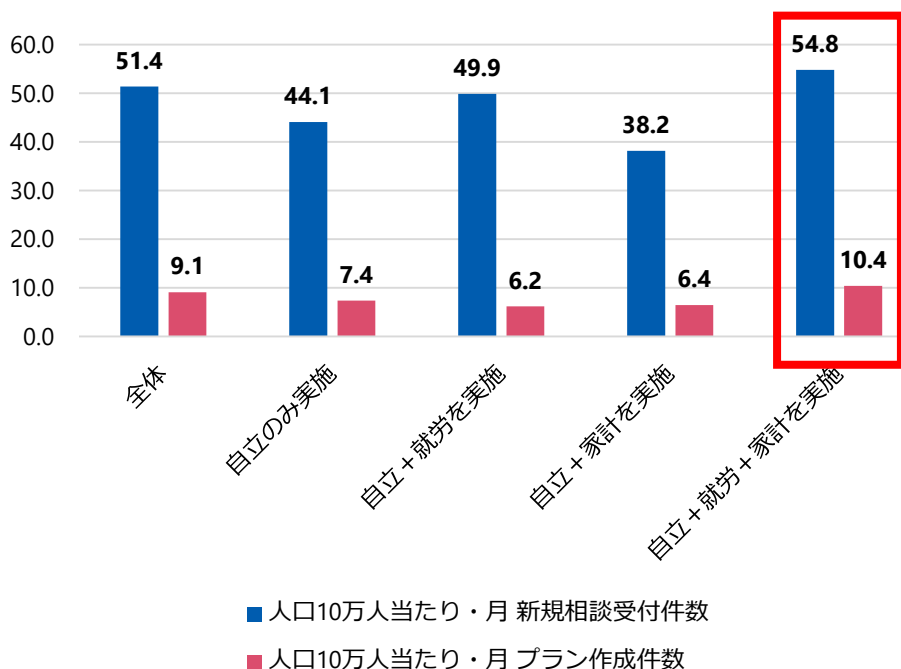
## 令和2年度の実施状況



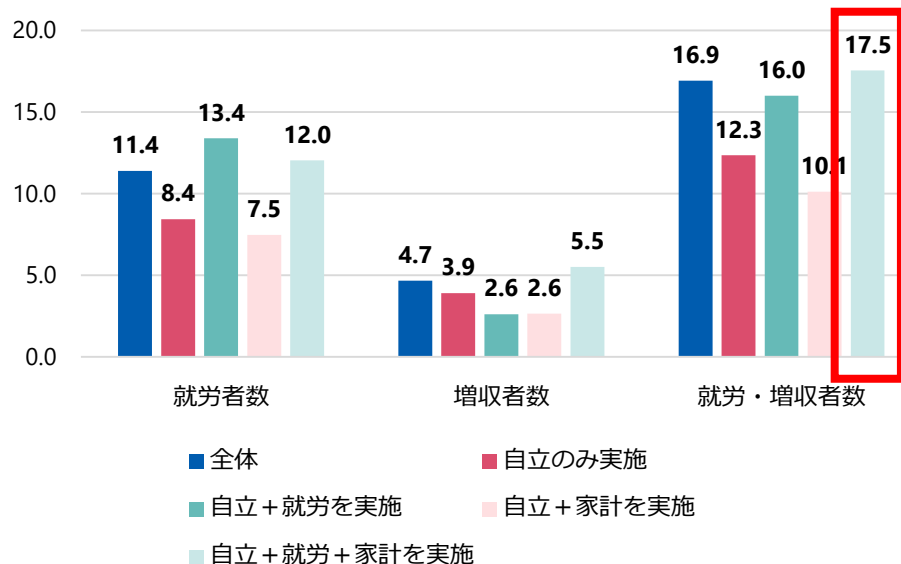
# 一体的実施の効果

- 任意事業の実施状況と新規相談受付件数の関係をみると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援のみを実施している自治体と比べ、新規相談受付件数が多い。
- また、任意事業の実施状況と就労・増収者数の関係をみると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援事業のみを実施している自治体よりも、就労・増収者数が多い。

任意事業の実施状況と新規相談受付件数（月ベース）  
（人口10万人あたり平均）



任意事業の実施状況と就労・増収者数（年ベース）  
（人口10万人あたり平均）

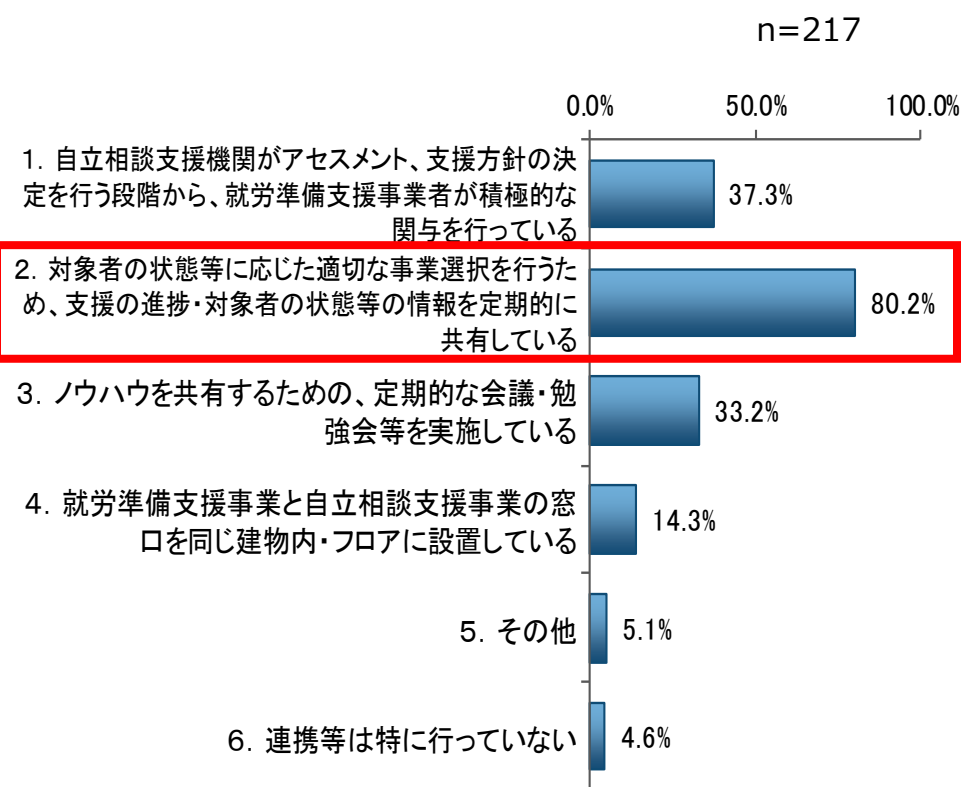


※ 事業の実施状況については、R1「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査」（困窮室調べ）の令和2年10月時点のデータ。新規相談受付件数やプラン作成件数、就労者数、増収者については、R2「支援状況調査」

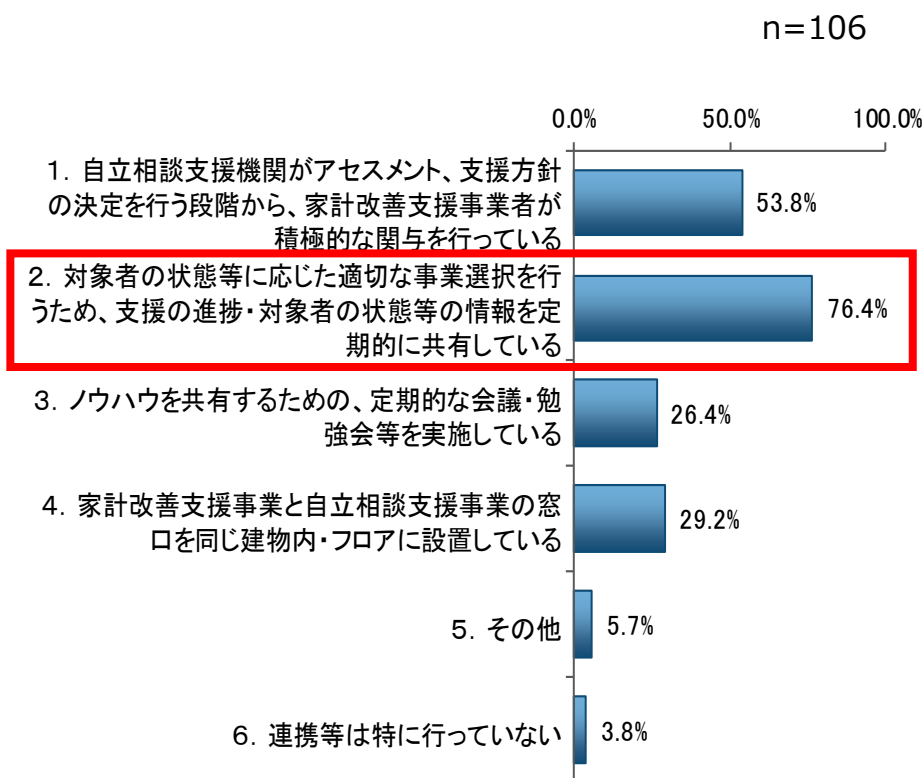
# 自立相談支援事業の連携状況

- 自立相談支援事業と実施主体が異なる場合における連携状況としては、「支援の進捗・対象者の状態等の情報を定期的に共有している」がいずれの事業においても最も多い。

## 就労準備支援事業との連携状況



## 家計改善支援事業との連携状況



## 参考資料



## 家計改善支援事業の活用事例① ～ 特例貸付との連携 ～

### 【世帯の状況】 2人世帯

相談者：A（40代・男性）  
B（50代・女性） 自営業

夫婦でキッチンカーにて食べ物の販売をしているが、コロナで収入が35万円から0円になり、社協の特例貸付を申請、その際に自立相談支援機関の面談をきっかけに家計改善支援事業を利用した。ほか、持続化給付金等の制度を活用している。

### 【支援の流れ】

#### インタビュー・アセスメント

・初回の面談から、家計改善支援員も同席し相談時家計表の作成を行った。

- Aさんの家計は生活費と事業費が明確に分けられていなかったため、それぞれの仕分けを行った。
- コロナ関係の制度を利用していたが、住居確保給付金の制度は知らなかった。

#### 家計再生プラン作成

##### 【プランの目標】

- ・家計の見える化を図り、数ヶ月先の生活の見通しを立てる。

##### 【プラン内容】

- ・家計計画表を作成し、コロナ関係の制度を利用している間の家計の見直しを行う。
- ・住居確保給付金の申請を行う。

#### 支援提供

- ・生活費と事業費の区分けを行い、整理。
- ・住居確保給付金の申請手続きを手伝い、月1回の定期面談を実施。売り上げの状況を確認。
- ・数ヶ月先の家計の家計の状況をキャッシュフロー等を用いて見える化。
- ・増収に向けた本人の動きを一緒に確認し、本人の気持ちに寄り添った。
- ・特例貸付申請のため、社協に家計計画表や情報提供書の提供を行い連携した支援ができるようにした。

#### 終結

・生活費と事業費の整理され相談者自身で家計管理が出来るようになった。少しずつ増収が図られていることもあり1年後の評価終了後終結。その後も定期的に電話連絡を行い状況の把握を行っている。

### 【家計改善支援事業による効果】

- 定期的な面談のタイミングで家計の状況を把握し、生活の振り返りを一緒に行ったこと。
- コロナ関係の他制度利用へのつなぎを行った。家計の見える化をしたことで、貸付や給付が終了した後の生活について本人が具体的に見通しが立てられるようになった。



## 家計改善支援事業の活用事例② ～ 伴走支援 ～

### 【世帯の状況】 3人世帯

相談者：C（30代・女性）無職

長男(中学生)・長女(小学生)・次男(0歳)

※長男がコロナの影響で寮から自宅に戻るようになった。

本人は当時妊娠中、コロナの影響もあり失業。手当で生活をしていましたが、特別児童扶養手当が該当しなくなり収入も減少、家計の管理が上手いなくなりました。社協に貸付の相談をしたところ、生活保護を案内されました。市役所から自立相談支援機関につながる。

### 【支援の流れ】

#### インタビュー・アセスメント

- ・公的機関への拒否感が強く、まずは関係構築に努めた。
- ・少しずつ生活や家計状況について話をしてくれるようになった頃を見計らい、具体的に家計に関する面談を実施。
- 複数借金があることが明らかになる。借金の返済が家計を圧迫していた。
- 手当によって月によって収入が変動していることによる家計管理の困難さも窺えた。
- 目先の支払いに注目してしまい、ライフサイクルに応じた支出への備えができていなかった。

#### 家計再生プラン作成

- 【プランの目標】
- ・家計の見える化をし、家計の立て直しを図る。
- 【プラン内容】
- ・コロナ関係の制度（特例貸付、住居確保給付金）の申請援助。
  - ・制度利用ができた場合、できなかった場合の家計計画を立て、支払うものの優先順位を立てた。
  - ・将来、どのようなお金が必要なのか、一緒に考える。

#### 支援提供

- ・社協の特例貸付の申請を進めるため、家計表等を社協に提出するなど連携を図った。住居確保給付金や生活困窮者自立支援金も活用し生活の立て直しを行った。
- ・借金については弁護士にも相談をしたが、債務整理を行わないこととした。
- ・家計相談支援員が頻度高く面談し、本人の生活改善やモチベーション維持のため家計計画表等の修正をしつつ伴走支援を行った。

#### 終結

- ・産後、乳児の保育園への通園ができるようになり、Cさんは就職活動を行った。その後、飲食関係の仕事に就職ができた。

### 【家計改善支援事業による効果】

- 一度断られたことで、制度利用をあきらめてしまいそうになっていたが、本人との信頼関係を構築し、家計改善支援員が本人に伴走したことで、制度の利用や就職もできた。
- 月ごとの収入変動があるため、相談時家計表により、収入が多い月と少ない月の家計状況を明らかにすることが本人の「気づき」につながった。

## 家計改善支援事業の活用事例③ ～ 外国籍と特例貸付 ～

### 【世帯の状況】 2人世帯

相談者：D（50代・男性・外国籍）

E（50代・女性）

夫は製造業で仕事をしていましたが、コロナ影響と体調不良もあり、派遣切り。現在は求職中。妻はタクシー代行を行っているが、月収10万円減少し月収5万円となった。家賃が支払えず、滞納している。Dさんが特例貸付の申請時に自立相談支援機関につながる。

### 【支援の流れ】

#### インタビュー・アセスメント

・初回の面談から、家計改善支援員も同席し、相談時家計表の作成を行った。

→夫Dさんは日本語会話が苦手であった為、知人通訳も同席。妻Eさんが特例貸付を受けている事を知らなかった。

→家賃滞納のため大家から退去すると言われていた。

#### 家計再生プラン作成

##### 【プランの目標】

・家計の見える化を図り、現状把握、収支バランスや生活の見通しを立てる。

##### 【プラン内容】

・家計計画表を作成し、世帯全体の家計把握、見直しを行う。  
 ・公営、UR住宅等への転居検討、不動産会社等に同行する。  
 ・住居確保給付金申請を行う。

#### 支援提供

・住居確保給付金の申請手続きと並行して物件探しを手伝い、転居した。Dさん・Eさん二人で月1回の定期面談を実施。

・世帯の収支を一緒に確認し、本人の気持ちに寄り添った。

・特例貸付申請のため、社協と連携、家計計画表の提供を行った。  
 ・就職、転職を促すために、自立相談の就労支援員につなぐ。

#### 終結

・今回の支援で夫婦間の家計課題の共有、コミュニケーション不足が改善された。

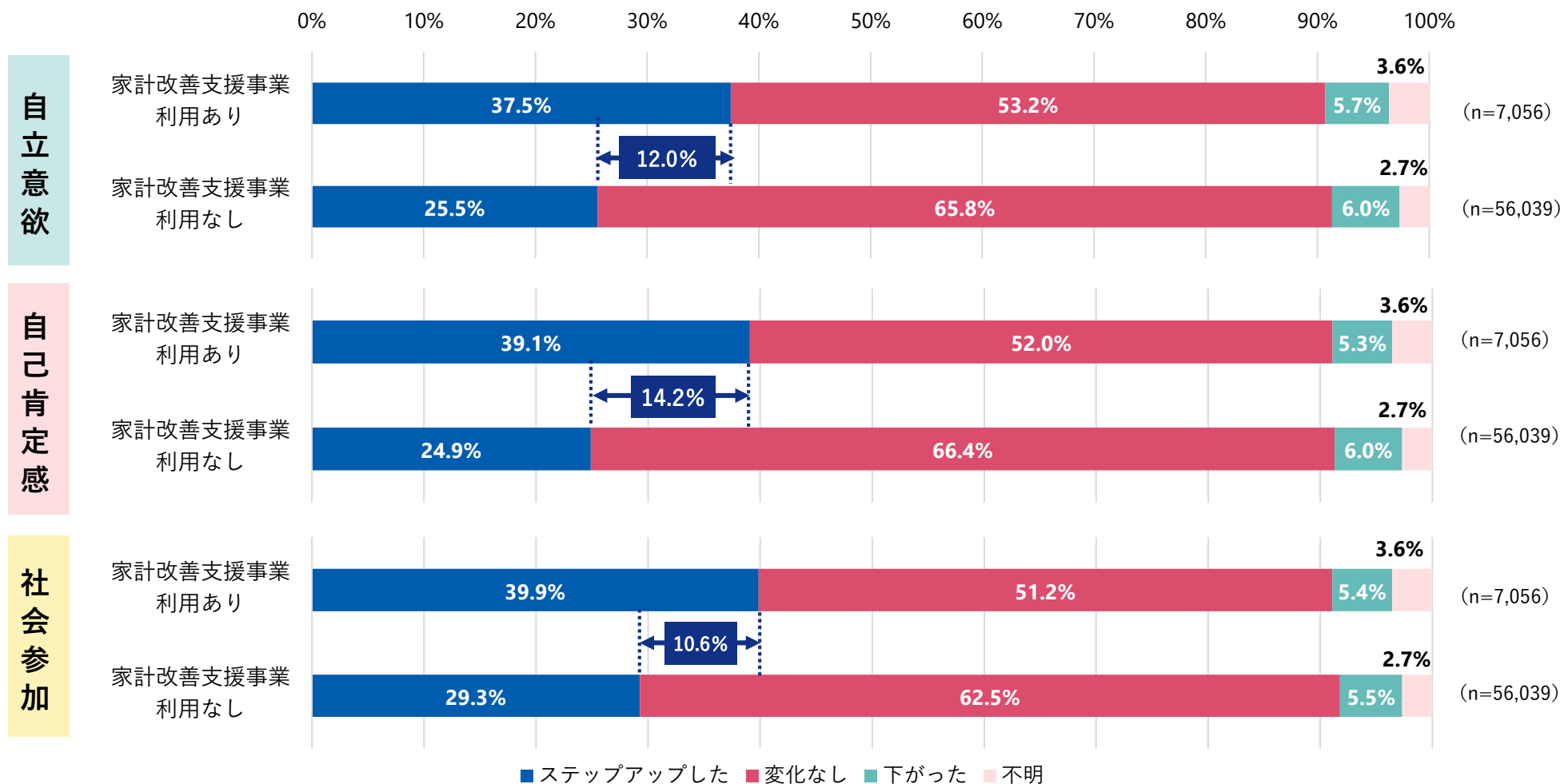
・Dさん・Eさんそれぞれ就職し収入が増加した。

### 【家計改善支援事業による効果】

- 世帯内で共有していなかった家計状況が見える化し、現状の把握ができた。
- 他制度利用のつなぎ、住まいの確保など生活の基盤を整えた。定期面談で収支を確認し、世帯収入目標をたてたことから、就労支援につながった。

# プラン作成対象者に係る状態像の変化（家計改善支援事業の効果）

- プラン作成対象者について、家計改善支援事業の利用の有無別に、初回面接時から初回評価時までのステップアップ状況を見ると以下のとおり。いずれの項目も、家計改善支援事業を利用している者は利用していない者に比べて1割程度ステップアップ率が高くなっており、事業の効果が現れている。



# ヒアリング調査から見える予算確保や実施に向けての工夫

> 予算確保に向けて工夫した自治体の声

## 予算化前に、自立相談支援機関の相談者から対象者数を試算

埼玉県八潮市

予算化にあたりどのくらいのニーズがあるのかを把握するため、当時の自立相談支援機関への相談者のうち、家計支援が必要であろうケースがどのくらいあるかの試算を行った。

当時、県が取りまとめた県内自治体の支援実績等の資料が定期的に届き、市の実績（人口10万人あたり）は比較的高いということ客観的に把握することができた。それが、任意事業を考えていこうということにもつながり、予算化にあたって説明が通りやすく、後押しになった。

## 財政当局に県内における事業の実施状況や先進事例訪問をもとに必要性を説明

神奈川県海老名市

財政当局には、神奈川県内における事業の実施状況等を資料として提出した。また、個別に実施市町村にヒアリングを行い、情報を拾い上げた。すでに事業をスタートしている市町村も、予算要求に苦労があったため、そうした話もうかがいながら進めた。

先進事例についてもいくつか訪問し、事業展開の参考とした。

# ヒアリング調査から見える予算確保や実施に向けての工夫

> 利用実績向上に向けて工夫した自治体の声

## 原則として、相談には家計改善支援員が同席する

### 福井県越前市

一緒に家計簿を作りたいという人も多く、原則として最初から家計改善支援員が同席することが利用実績につながっているのではないかと見られる。

就労準備支援事業と家計改善支援事業をセットで利用する人もいます。家計が見える化されることで、意識していない支出や、自ら置かれている状況がわかりやすくなり、自立に向けた相乗効果がある。

## 税務部門と連携し財政的な効果を図る

### 岐阜県美濃加茂市

税所管の債権回収に関する会議に出席させてもらい、家計改善支援事業の担当者から取組の周知をしている。庁内の所管部署から実際に相談が上がってきており、それらの公租公課、租税公課の返還額を表にまとめ、家計改善支援事業を利用してどのような効果があるのかを見える化している。

現在、コロナ禍で税金滞納者の免除等もあり具体的には上がっていないが、分納相談や後納の記録を残して担当課に分かるようにすることや、債務整理、自己破産の相談については弁護士事務所と連携し、債務整理をした後の家計の再建に向けた支援を行っている。

# 生活福祉資金貸付制度の概要

## 制度概要

### 創設年度

昭和30年度

### 実施主体

都道府県社会福祉協議会

### 目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

### 貸付対象

- (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
- (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

### 資金の種類

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

### 貸付金利率

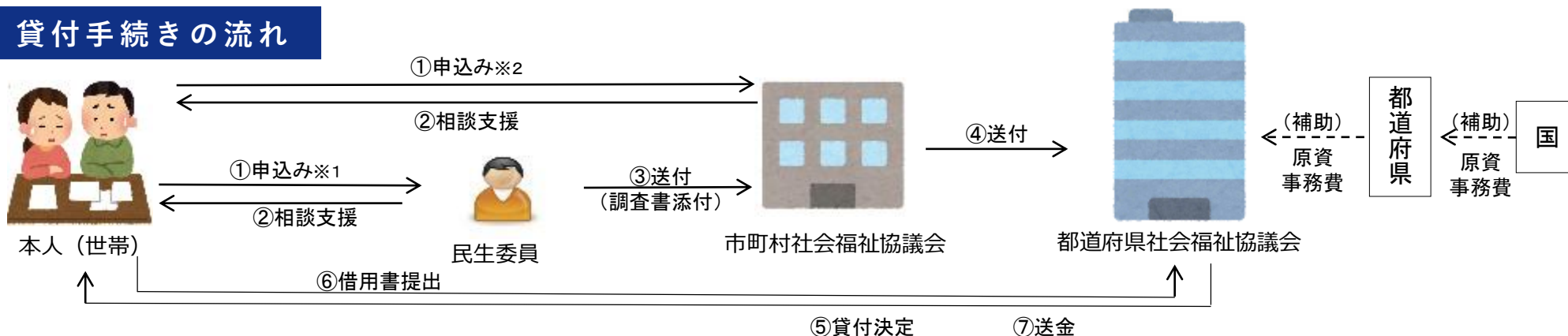
- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子

注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(R3.4.1時点年1.00%)のいずれか低い利率

※ 貸付の決定に当たっては、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

## 貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

# 生活困窮者自立支援制度との連携

○ 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。

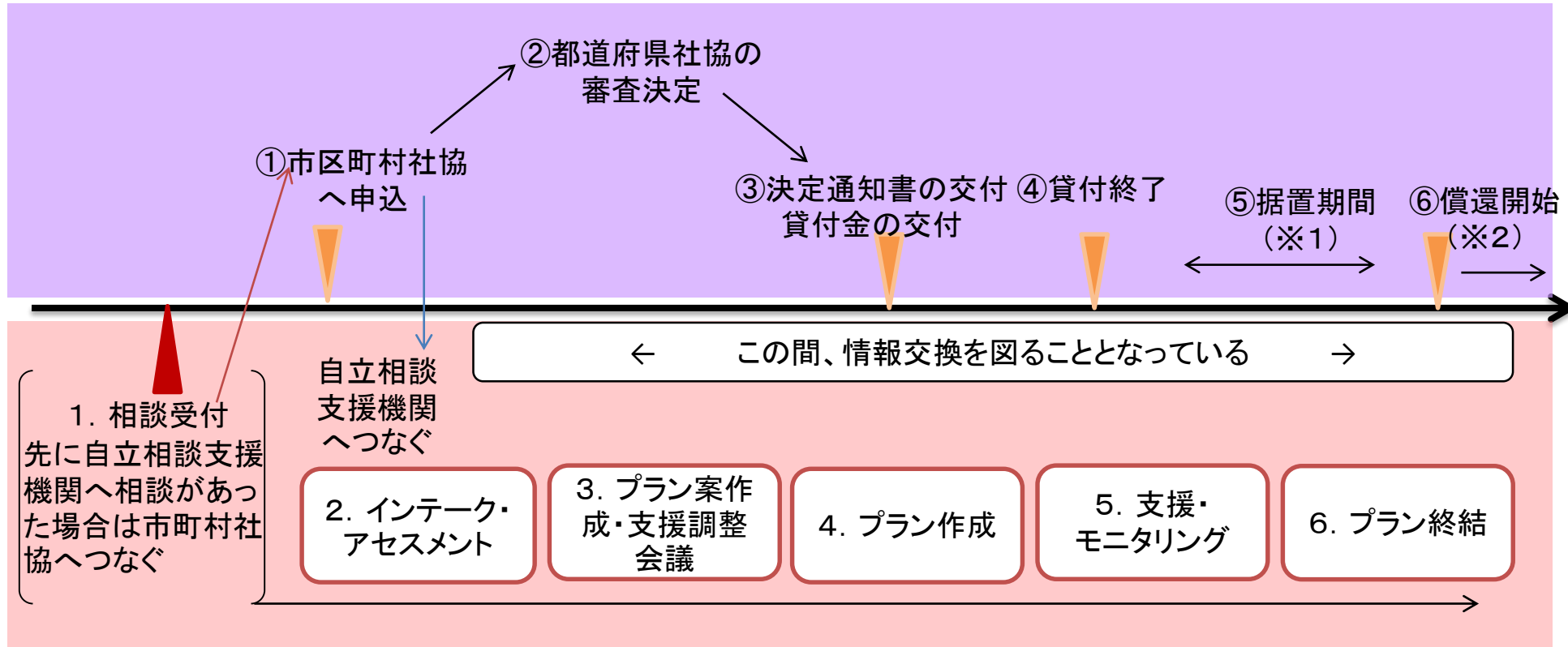
○ その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。

※ 自立相談支援事業のプラン作成(2~4)と貸付の審査決定・貸付金の交付等(②~③)のタイミングや、プラン終結(6)と償還開始(⑥)のタイミングは、個別ケースにより様々。

## 【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】

生活福祉資金担当

自立相談支援機関



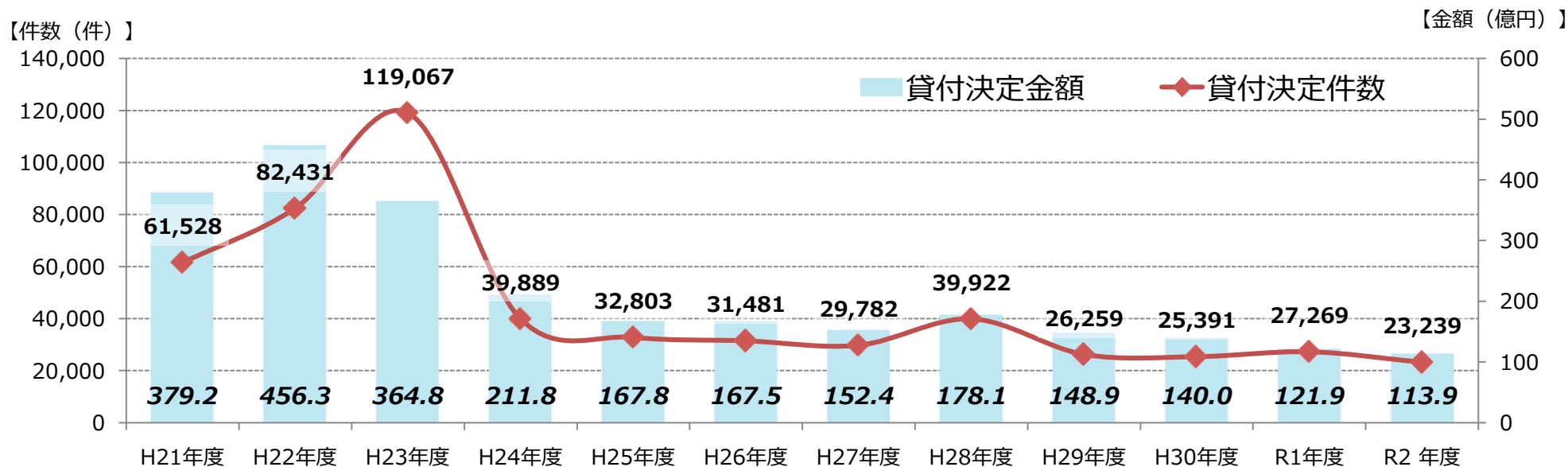
※1:総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。

※2:総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

# 生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	
総合支援資金 (~H21.9:離職者支援資金)	28,313	202.8	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5	731	2.4	421	1.4	470	1.5	1,077	4.5	
福祉資金	福祉費	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16.0	3,820	14.0	4,533	14.2	4,187	12.8	3,139	13.6
	緊急小口資金	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8	7,547	5.6	7,145	5.5	9,937	10.6	6,107	4.9
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2	13,910	103.1	13,019	93.4	12,426	72.7	12,784	77.4	
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8	303	29.6	251	23.8	273	25.5	249	24.3	132	13.5	
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.7	32,803	167.7	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1	26,259	148.9	25,391	140.0	27,269	121.9	23,239	113.9	

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震、令和2年度は令和2年7月豪雨の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。





# 自立相談支援事業を利用した生活福祉資金貸付での家計改善支援事業の併用の効果について

- 自立相談支援事業＋生活福祉資金貸付＋家計改善支援事業の併用を行うことで、中長期的な見通しを立てることができ、状況確認や償還指導がしやすくなったという効果が見られた。
- 自立相談支援事業と家計改善支援事業の担当を分けることで、多角的な視点での本人の支援ができるのではないかと意見があった。

## 1. ヒアリング調査対象自治体の自立相談支援事業を利用した貸付において、家計改善支援事業を併用した効果について

- ・面接時に家計相談支援の観点も踏まえることで実態がよくわかりアセスメントが効果的にできる
- ・県社協との事前協議において、償還が不案内ケースでも返済計画等により申請サポートが可能
- ・キャッシュフローを整理することで先の見通しができ、利用者が安心する
- ・家計相談を行うことを通じて、生活全般の見守りに関わることができる（支援後含む）
- ・貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけをおこなうことにもつながる
- ・すぐ改善・返済に持ち込めない場合でも、貸付後の状況確認や償還指導がしやすくなった

家計の見える化、中長期的な見通しを立てることに対する重要性

## 2. ヒアリング調査対象自治体の自立相談支援事業と家計改善支援事業の役割についての意見

- ・自立に向けた支援と、家計の見通しを立てるアドバイスとは方向性の異なるものである
- ・家計相談の部分を専門の相談員が担うことで、相談支援員は生活全般や就労の支援に集中することができる（業務の分散化）
- ・小規模地域では、自立相談支援事業を受託した社協において、貸付の相談員が両制度を兼務、さらに家計相談支援事業を実施する際に家計相談支援員も兼務するような場合もあった。本来であれば、貸付する側、自立支援を行う側、家計の指導を行う側という複数の視点をもって関わることで、本人にとってより良い支援を検討できるのではないかと

自立相談支援事業とは別にあることが望ましい

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長。総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年11月末から令和3年12月末へ延長。
- 緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）の償還開始の据置期間を令和4年3月末から令和4年12月末へ延長。

予算措置額合計: 2兆1,333億(案)

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額(案)	4,581億円

## 【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

### 償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	緊急小口資金	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(初回貸付分)	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(延長貸付分)	: 令和5年度の住民税非課税
		総合支援資金(再貸付分)	: 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

## 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

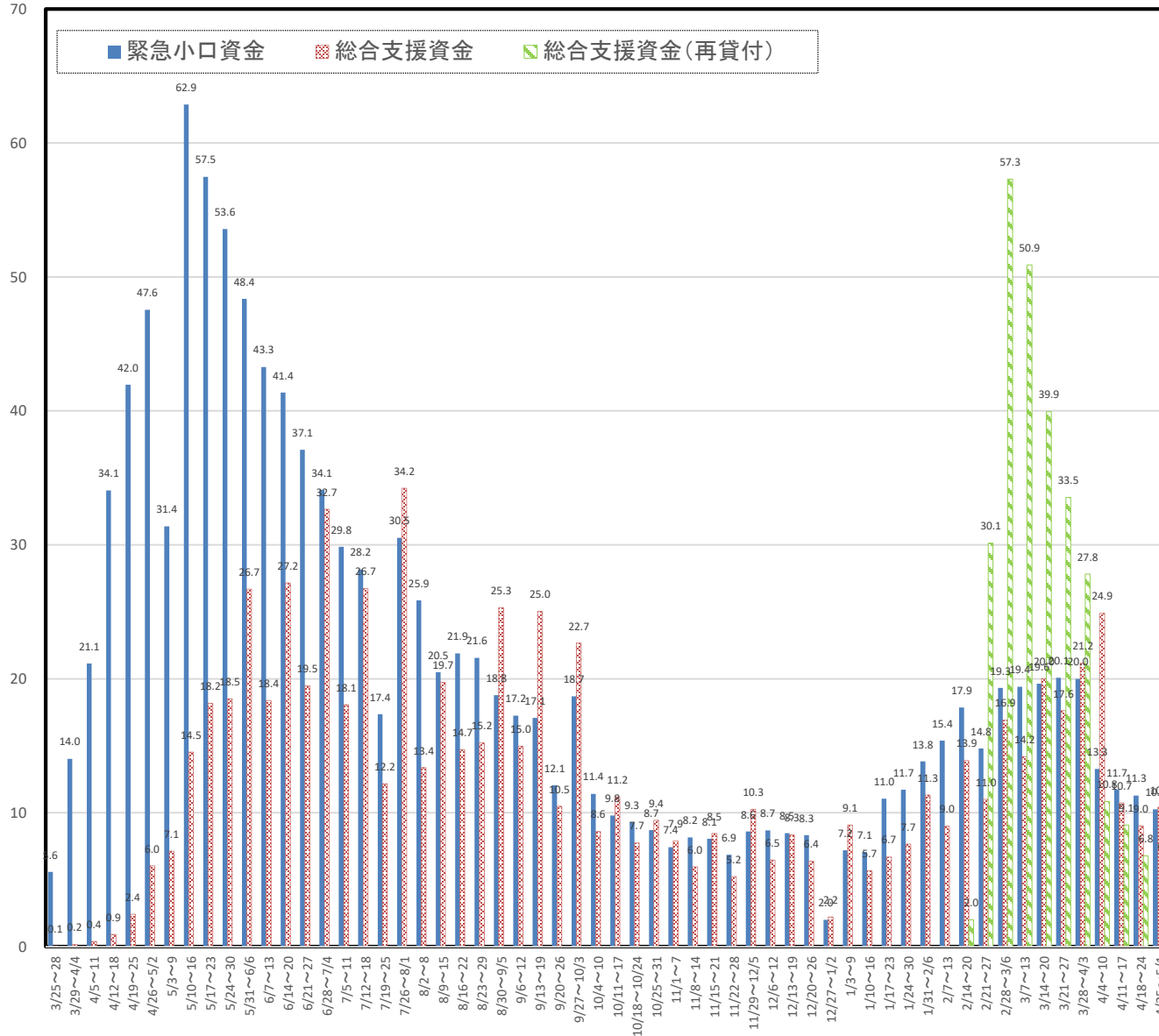
注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

# 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和3年12月15日現在（速報値）

申請件数(千件)



申請総数	緊急小口資金	1,494,383件
	総合支援資金	1,040,696件
	総合支援資金(再貸付)	591,841件
決定総額	緊急小口資金	2,733.7億円
	総合支援資金	7,443.7億円
	総合支援資金(再貸付)	2,987.7億円
1件あたり平均	緊急小口資金	18.7万円
	総合支援資金	73.9万円
	総合支援資金(再貸付)	52.2万円

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

# 自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

## 対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等
- ※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

## 事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
  - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

## 事業イメージ



## 参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
  - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
  - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
  - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
  - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
  - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。